

第 5 期津奈木町障がい者計画

第 7 期津奈木町障がい福祉計画

第 3 期津奈木町障がい児福祉計画



令和 6 年 3 月

熊本県 津奈木町

目 次

I 総論.....	1
第1章 計画の概要について.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の根拠.....	1
3 近年の国の動向等.....	2
4 計画の位置付け.....	5
5 計画の期間.....	6
6 「障がい」の表記について.....	6
II 障がい者を取り巻く現状.....	7
第1章 津奈木町の現状について.....	7
1 総人口の推移.....	7
2 手帳所持者の状況.....	8
3 支援が必要な幼児児童生徒の状況.....	12
4 アンケート調査結果.....	13
III 第5期津奈木町障がい者計画.....	22
第1章 基本理念等.....	22
1 基本理念.....	22
2 計画の目標.....	22
3 施策の体系.....	24
第2章 具体的な施策の展開.....	25
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	25
2 安全・安心な生活環境の整備.....	27
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	28
4 防災、防犯等の推進.....	30
5 行政等における配慮の充実.....	32
6 保健・医療の推進.....	34
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	37
8 教育の振興.....	42
9 雇用・就業、経済的自立の支援.....	44
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	45
IV 第7期津奈木町障がい福祉計画・第3期津奈木町障がい児福祉計画.....	46
第1章 基本的理念等.....	46
1 基本的理念.....	46

2	前計画の障害福祉サービス実績	48
第2章	令和8年度に向けた成果目標の設定	52
成果目標1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	52
成果目標2	地域生活支援の充実	53
成果目標3	福祉施設から一般就労への移行等の状況	54
成果目標4	障がい児支援の提供体制の整備等	55
成果目標5	相談支援体制の充実・強化等	56
成果目標6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の	56
第3章	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保方策	57
1	訪問系サービス	57
2	日中活動系サービス	58
3	居住系サービス	60
4	相談支援	61
5	地域生活支援拠点	61
6	障害児通所支援等	62
7	発達障がい者等に対する支援	64
8	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	64
9	相談支援体制の充実・強化のための取組	66
10	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	68
11	地域生活支援事業	69
第4章	自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等	77
V	計画の推進にあたって	79
第1章	計画の推進体制	79
第2章	計画の進行管理	79
VI	資料編	80
1	津奈木町障がい者計画等策定委員会設置条例	80
2	津奈木町障がい者計画等策定委員会委員名簿	82
3	用語解説	83

I 総論

第1章 計画の概要について

1 計画策定の趣旨

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成28年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本町においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本町の障がい者等の実態やニーズに即した施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「第5期津奈木町障がい者計画、第7期津奈木町障がい福祉計画及び第3期津奈木町障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

同時に、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を明らかにします。

3 近年の国の動向等

(1) 近年の国の動向

平成 30 年 4 月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成 30 年 6 月	障害者文化芸術推進法の制定
令和元年 6 月	読書バリアフリー法の制定
令和 2 年 4 月	障害者雇用促進法の改正
6 月	バリアフリー法の改正
12 月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和 3 年 6 月	障害者差別解消法の改正
9 月	医療的ケア児及びその家族に対する支援法の制定
令和 4 年 5 月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定
6 月	児童福祉法の改正
6 月	障害者総合支援法の改正
令和 5 年 3 月	障害者基本計画（第 5 次）の策定

(2) 障害者基本計画（第 5 次）の概要

国の障害者基本計画（第 5 次）の概要は下図のとおりです。

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「PDC A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進」

【各論の主な内容（11の分野）】

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 6. 保健・医療の推進 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 8. 教育の振興 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 5. 行政等における配慮の充実 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |

(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る国の基本指針

国から示された第7期障がい福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項は以下のとおりです。

【基本指針について】

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。計画期間は令和6年4月～令和9年3月

【基本指針の構成】

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(4) 第6期熊本県障がい者計画の概要

熊本県においては令和3年3月に第6期熊本県障がい者計画が策定されています。概要は以下のとおりです。

【目指す姿】

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

【基本理念】

- 1 障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
- 2 自らの選択・決定・参画の実現
- 3 安心していきいきと生活できる環境づくり

【重点化の視点】

- 1 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
- 2 地域で安心して生活できるための支援
- 3 家族等に対する支援
- 4 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 5 災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

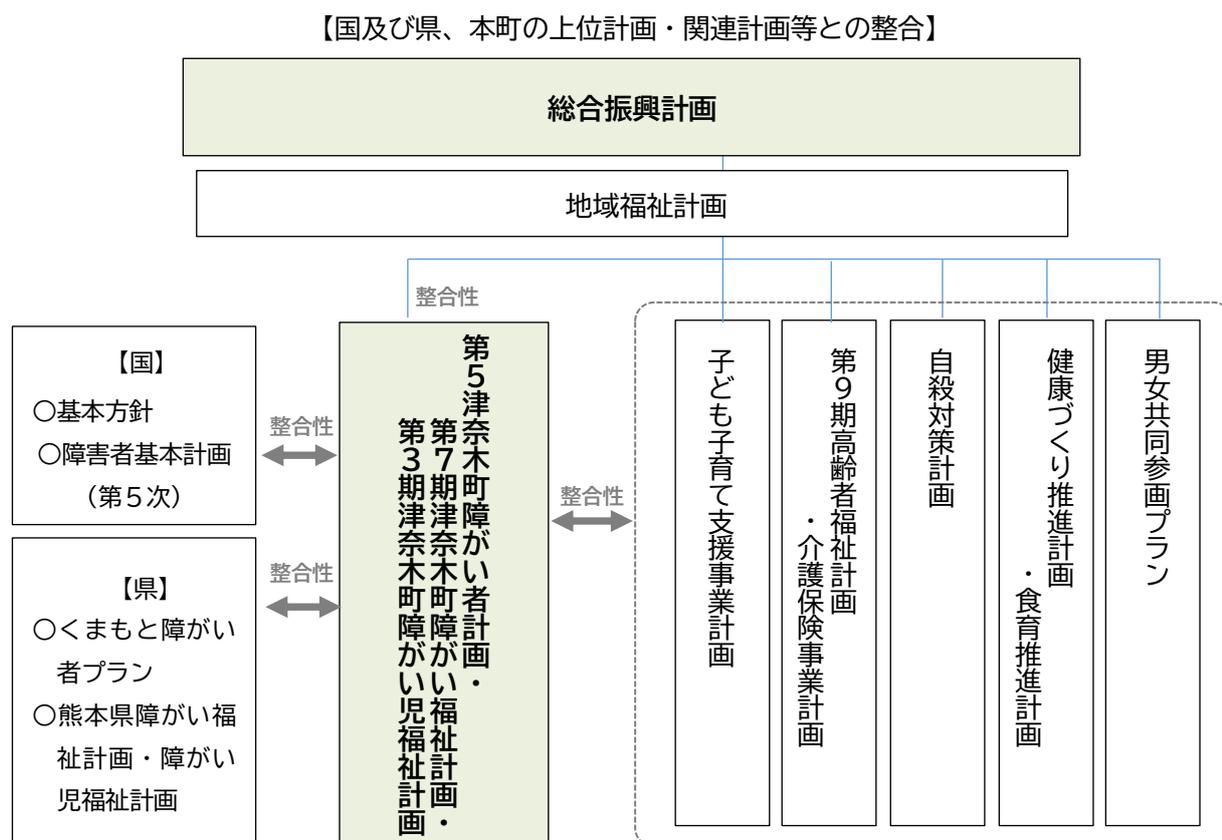
【分野別施策】

- 1 地域生活支援
- 2 保健・医療
- 3 教育、文化芸術活動・スポーツ
- 4 雇用・就業、経済的自立の支援
- 5 情報アクセシビリティ
- 6 安全・安心
- 7 生活環境
- 8 差別の解消及び権利擁護の推進

4 計画の位置付け

本計画の位置付けは、次のとおりです。計画の策定に当たっては、国の「障害者基本計画」の基本的な考え方や新規施策を踏まえるとともに、熊本県の「くまもと障がい者プラン」「熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画」との整合を図ります。また、本町における「津奈木町振興計画」や「津奈木町地域福祉計画」等の上位計画及び関連計画との整合を図ります。

本計画は、他計画と一体的、横断的に推進し、障がい者等に関するより専門的・個別的な領域を受け持つものとして策定します。



■ 障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

■ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

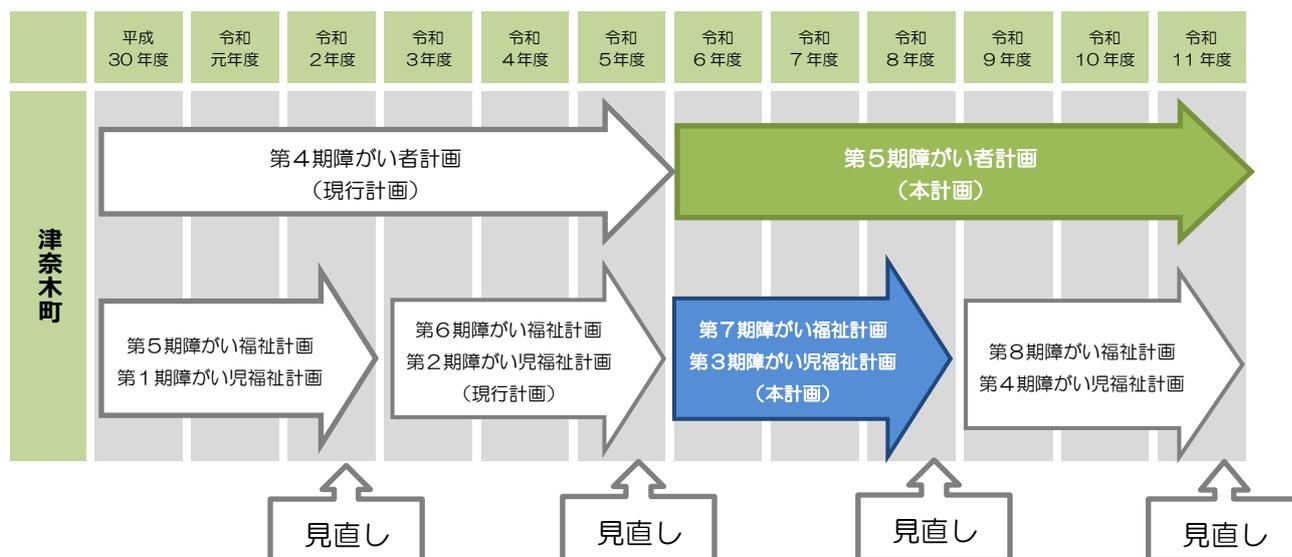
障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく本町の「障がい福祉計画」、また、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく本町の「障がい児福祉計画」であり、障がい者等が生活する上で必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

5 計画の期間

「第5期津奈木町障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期津奈木町障がい福祉計画及び第3期津奈木町障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、障がい者等のニーズや障がい福祉を取り巻く環境、社会情勢の急激な変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



6 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

II 障がい者を取り巻く現状

第1章 津奈木町の現状について

1 総人口の推移

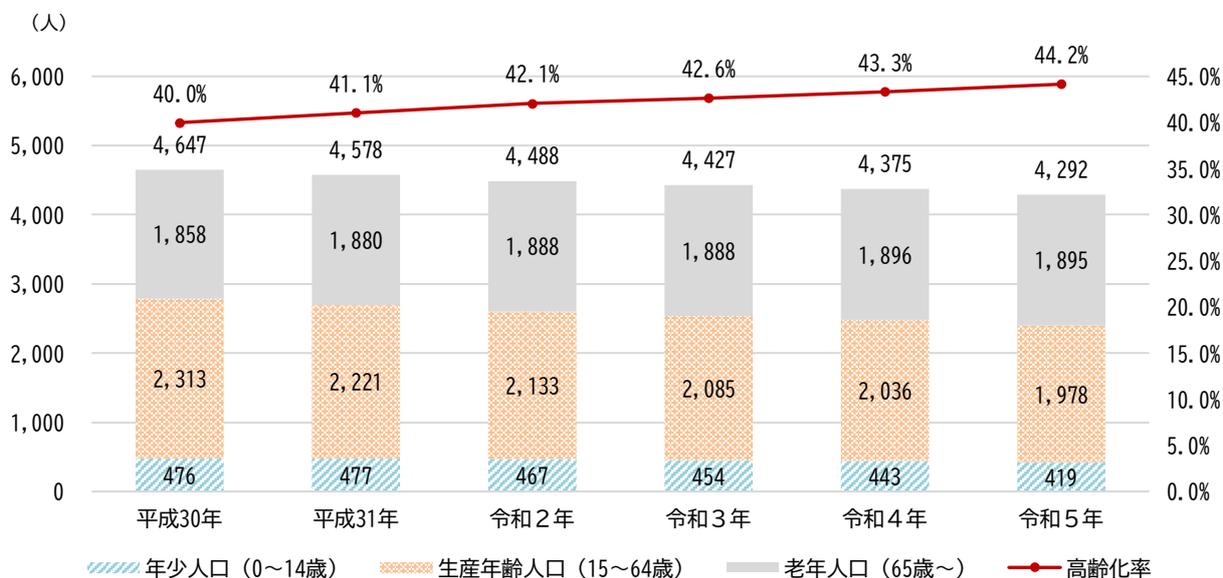
本町の総人口は、令和5年で4,292人と減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は1,895人、総人口に占める割合は44.2%となっています。

年齢3区分別で見ると、老年人口は増加傾向で推移しており、年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。

【人口の推移】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口（0～14歳）	476	477	467	454	443	419
生産年齢人口（15～64歳）	2,313	2,221	2,133	2,085	2,036	1,978
老年人口（65歳～）	1,858	1,880	1,888	1,888	1,896	1,895
総人口	4,647	4,578	4,488	4,427	4,375	4,292
高齢化率	40.0%	41.1%	42.1%	42.6%	43.3%	44.2%

【年齢3区分における人口の推移】



各年4月1日現在

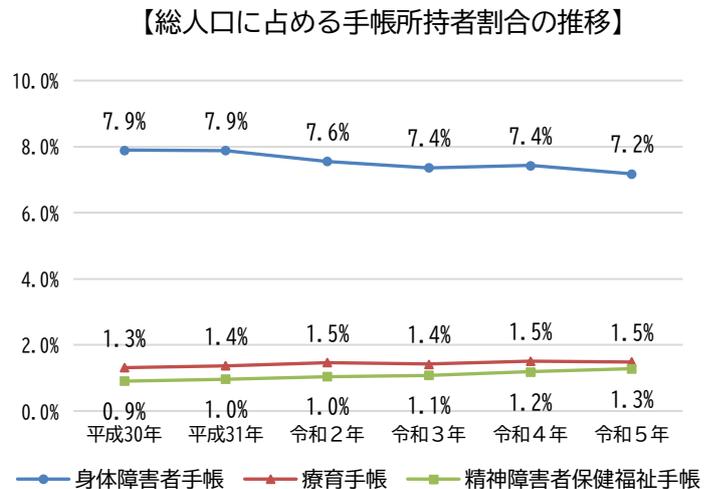
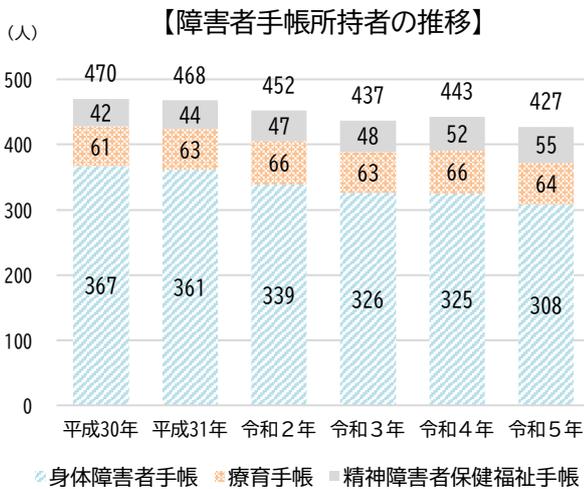
2 手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

障害者手帳所持者の総数は、令和5年で427人と、平成30年の470人と比較して43人減少しています。

手帳種別で見ると、身体障害者手帳が308人、療育手帳が64人、精神障害者保健福祉手帳が55人となっています。

総人口に占める手帳所持者の割合で見ると、令和5年では、身体障害者手帳が7.2%、療育手帳が1.5%、精神障害者保健福祉手帳が1.3%となっています。

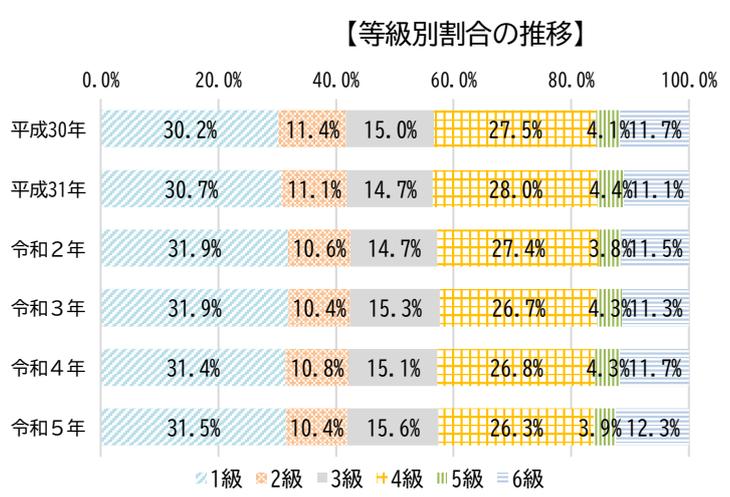
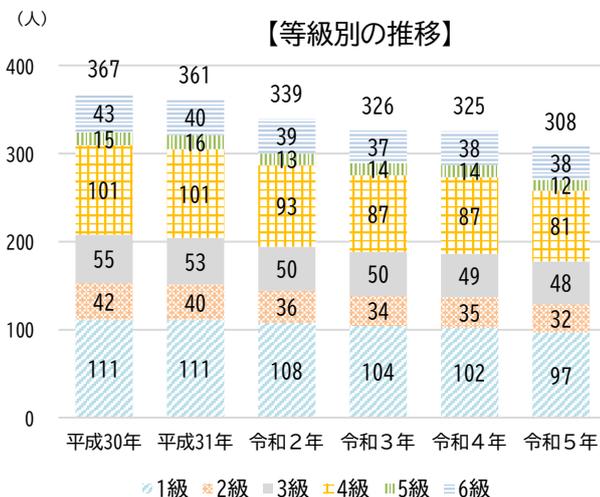


各年4月1日現在

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別の推移

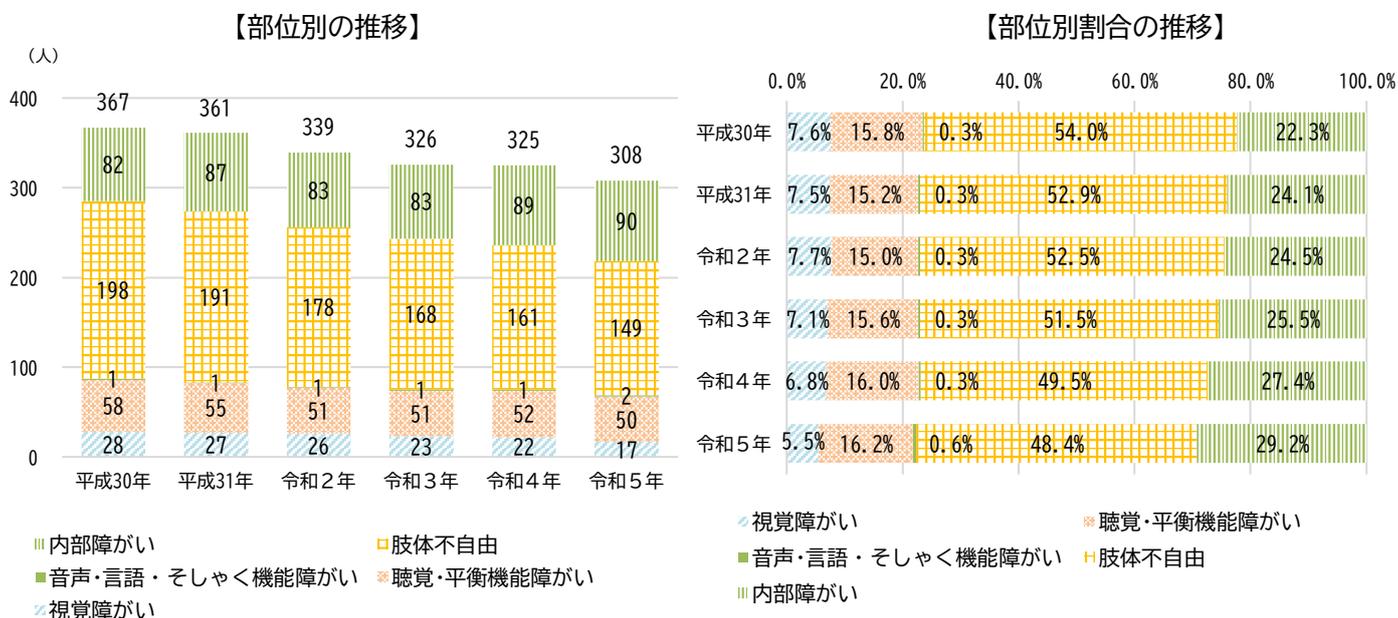
令和5年の身体障害者手帳所持者は308人と、平成30年の367人と比較して59人減少しています。身体障害者手帳所持者を等級別割合で見ると、1級が31.5%と最も高く、次いで4級が26.3%、3級が15.6%となっています。



各年4月1日現在

② 部位別の推移

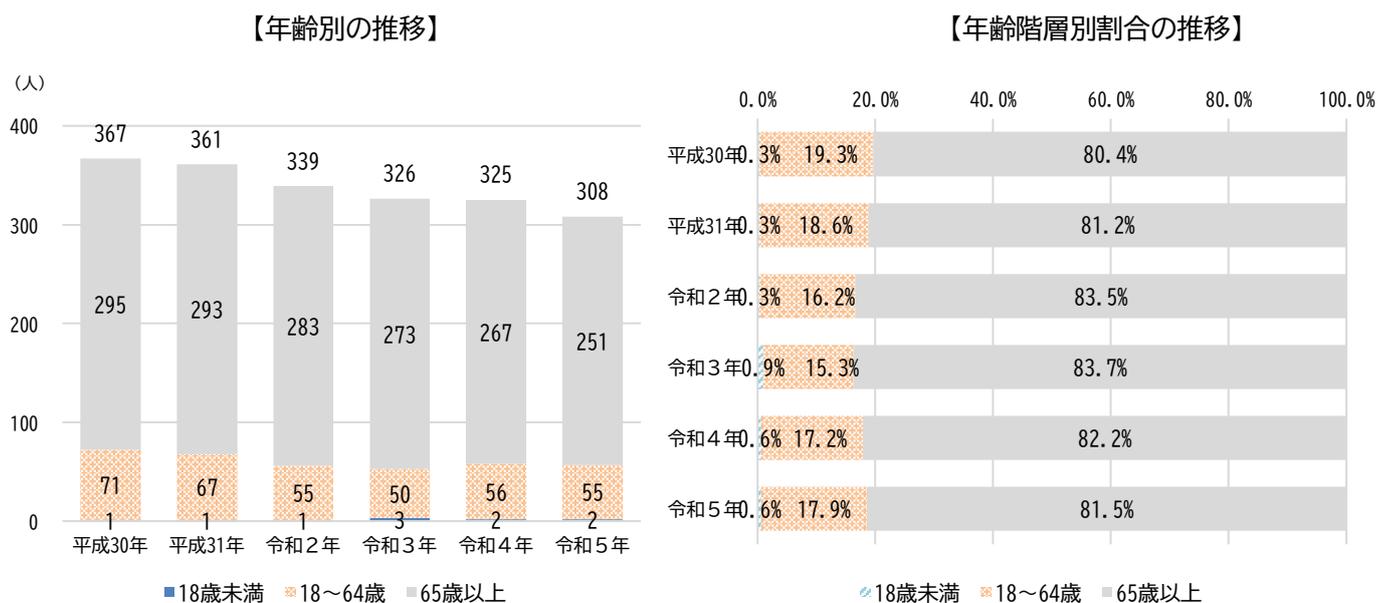
令和5年の身体障害者手帳所持者を部位別割合で見ると、「肢体不自由」が48.4%と最も高く、次いで「内部障がい」が29.2%、「聴覚・平衡機能障がい」が16.2%となっています。



各年4月1日現在

③ 年齢階層別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者を年齢階層別割合で見ると、18歳未満が0.6%、18～64歳が17.9%、65歳以上が81.5%となっています。



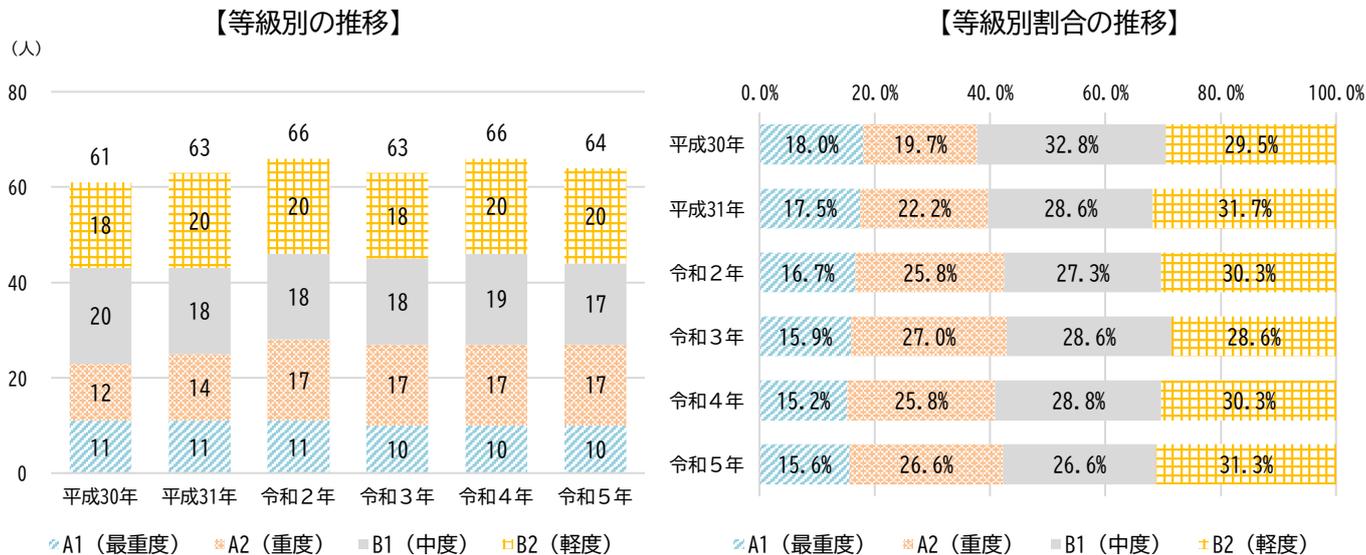
各年4月1日現在

(3) 療育障害者手帳所持者の状況

① 等級別の推移

令和5年の療育手帳所持者数は64人と、近年同水準で推移しています。

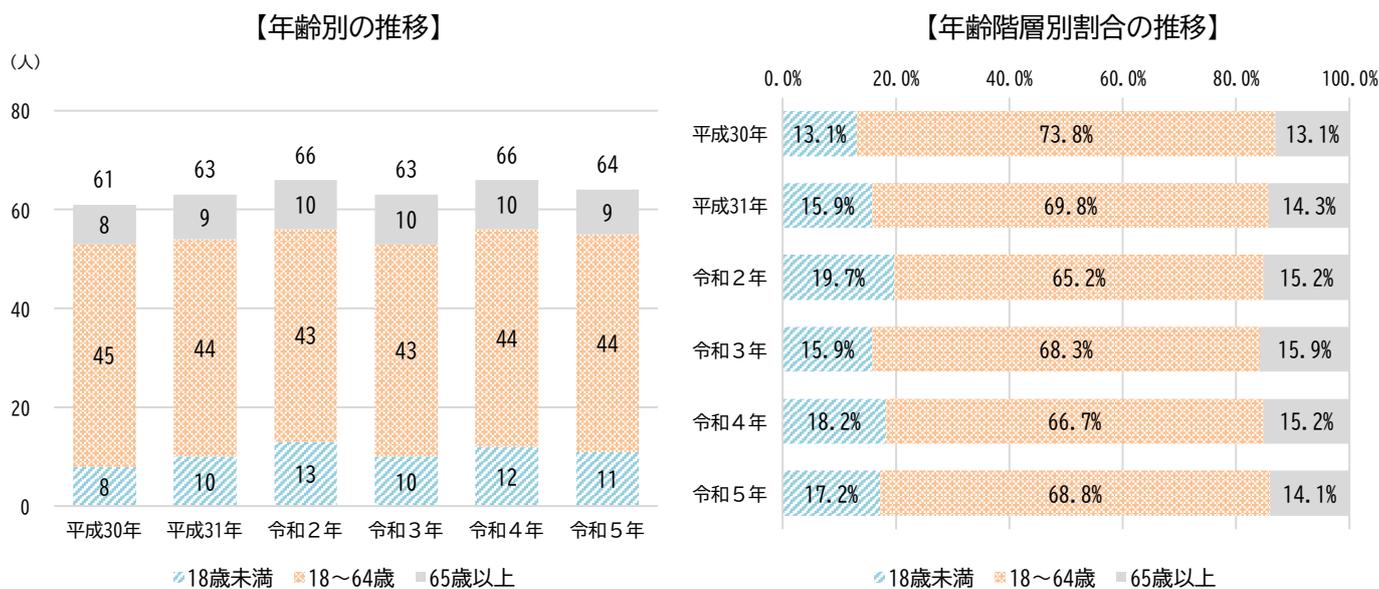
令和5年の療育手帳所持者を等級別割合で見るとB2（軽度）が31.3%と最も高く、次いで「A2（重度）」、「B1（中度）」がいずれも26.6%となっています。



各年4月1日現在

② 年齢階層別の推移

令和5年の療育手帳所持者を年齢階層別割合で見ると、18歳未満が17.2%、18～64歳が68.8%、65歳以上が14.1%となっています。



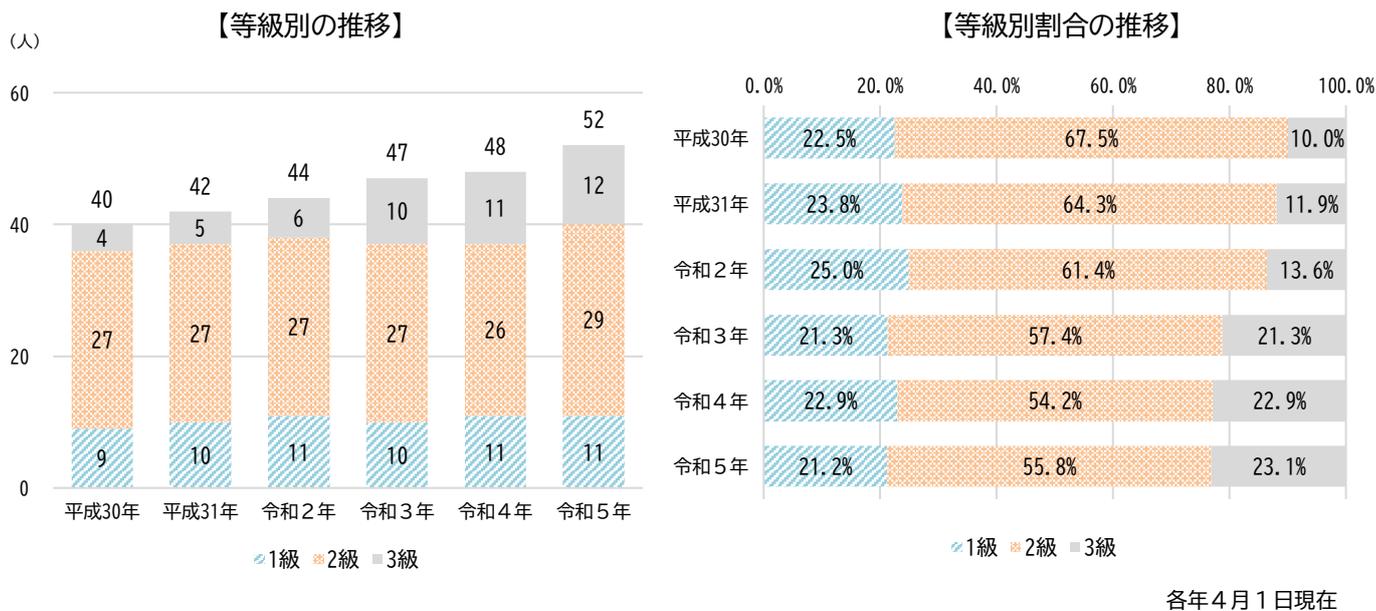
各年4月1日現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

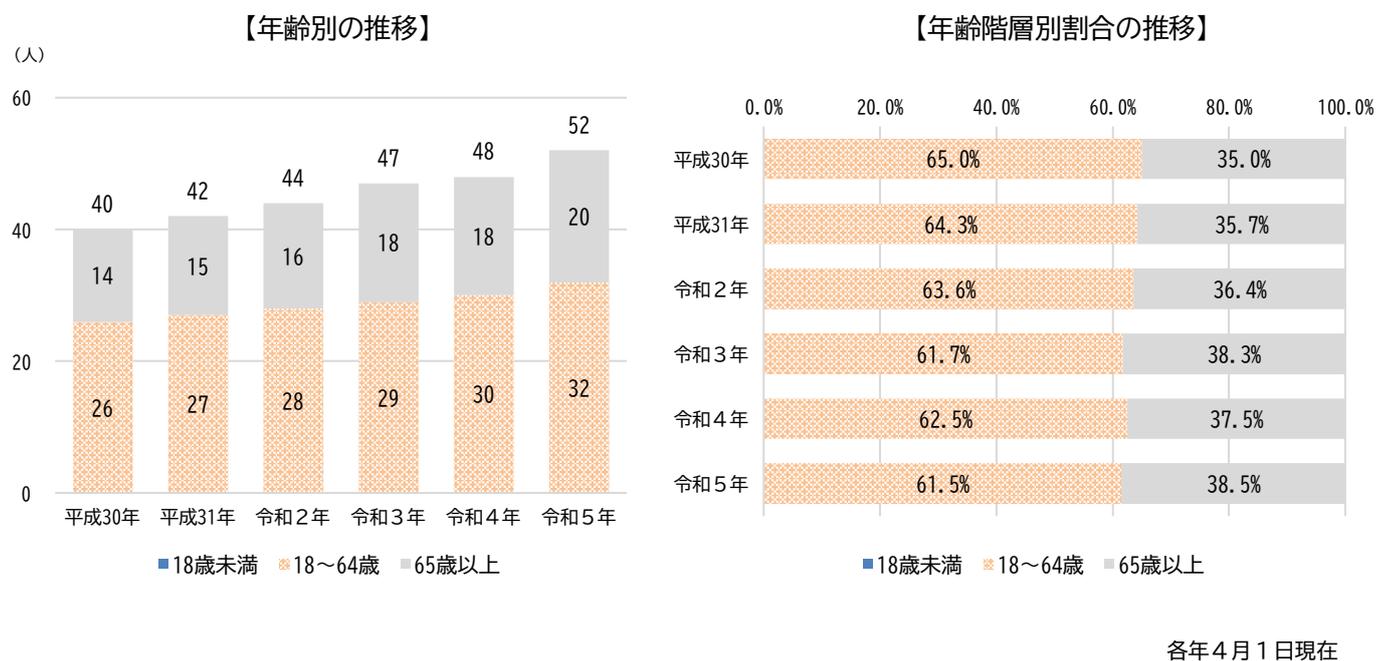
令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は52人と、平成30年の40人と比較して12人増加しています。

令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別で見ると、1級が21.2%、2級が55.8%、3級が23.1%となっています。



② 年齢階層別の推移

令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別割合で見ると、18～64歳が61.5%、65歳以上が38.5%となっています。



(5) 通院医療公費負担対象者の状況

通院医療公費負担対象者は、近年同水準で推移しています。

【通院医療公費負担対象者の状況（単位：人）】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神通院医療	46	43	43	30	45	48
更生医療	11	10	10	10	12	13
育成医療	0	0	0	0	0	0
合計	57	53	53	40	57	61

各年4月1日現在

3 支援が必要な幼児児童生徒の状況

(1) 保育所等の障がい児等の受け入れ状況

保育所等の障がい児等の受け入れ状況は、令和5年で2人となっています。

【保育所等の障がい児等の受け入れ状況（単位：人）】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所児童数	1	1	3	4	1	2

各年4月1日現在

(2) 特別支援学級の学級数・児童数の状況

小学校の特別支援学級の児童数は、令和5年で12人となっています。

中学校の特別支援学級の生徒数は、令和5年で7人となっています。

【特別支援学級の学級数・児童数】

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	2	2	2	2	3	3
	児童数（人）	8	9	13	10	13	12
中学校	学級数	2	1	2	3	2	2
	生徒数（人）	3	2	3	6	7	7

各年4月1日現在

4 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

本町に居住する 65 歳未満の障害者手帳をお持ちの方を対象に、本町における障がいのある方を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、令和5年度中に見直しを行う障がい者計画等の適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的として実施しました。

① 調査時期

令和5年8月～9月

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 調査数及び回収率

対象者	配布件数	回収件数	回収率
障がい者	119 件	46 件	38.7%
障がい児	27 件	16 件	59.3%

④ 報告書利用上の注意

- ・ 単一回答における構成比 (%) は、百分比の小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計は 100% と一致しない場合があります。
- ・ 構成比 (%) は、回答人数を分母として算出しています。
- ・ 表記中の n = は、回答者数を表しています。

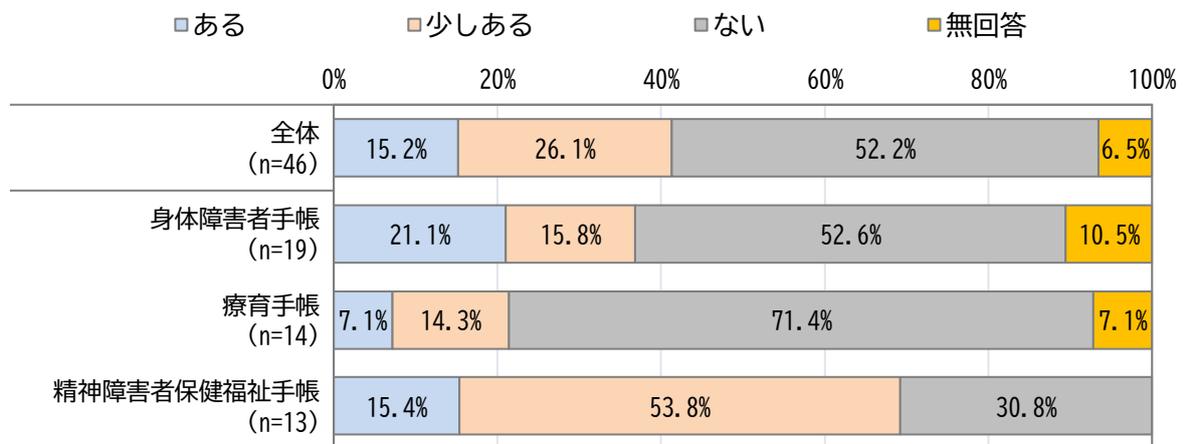
(2) 調査結果

■ アンケート調査結果【障がい者】

① 差別や嫌な思いをした経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、『ある』（「ある」＋「少しある」の合算）が41.3%となっています。

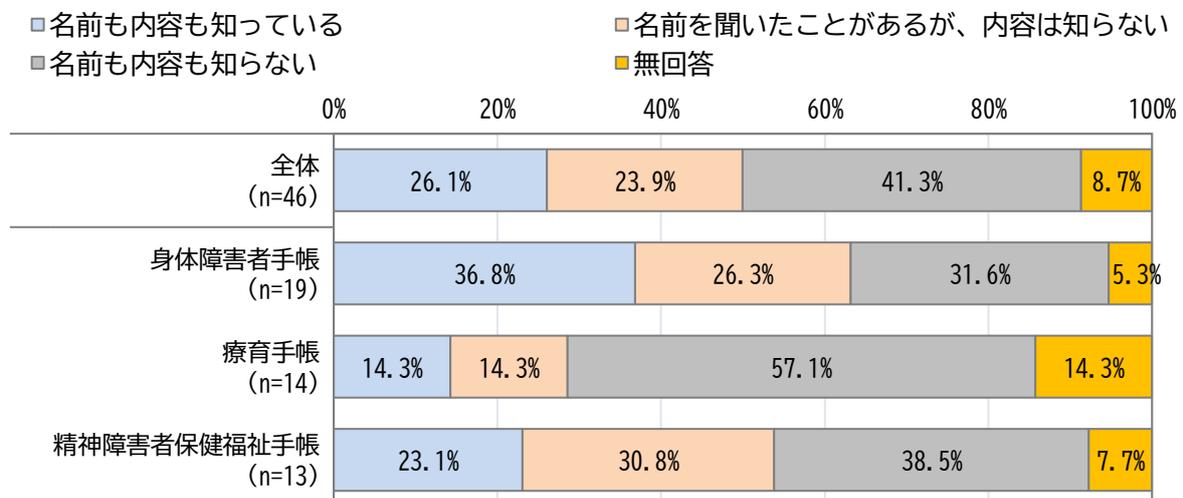
障がい種別でみると、「ある」の割合は身体で36.9%、療育で21.4%、精神で69.2%となっています。



② 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が41.3%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が26.1%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が23.9%となっています。

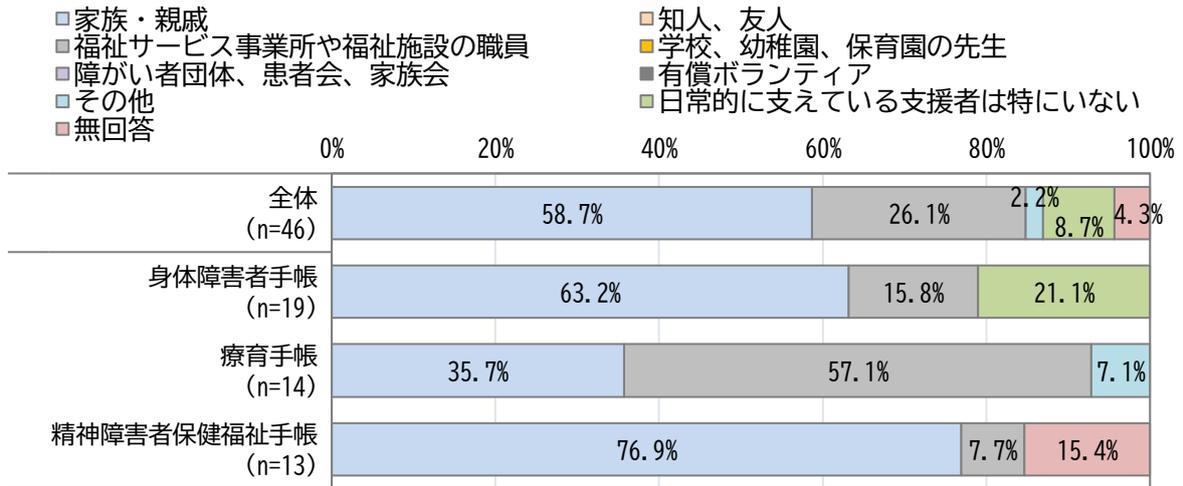
障がい種別でみると、「名前も内容も知らない」の割合は身体で31.6%、療育で57.1%、精神で38.5%となっています。



③生活のしづらさを日常的に支えている主な介護者

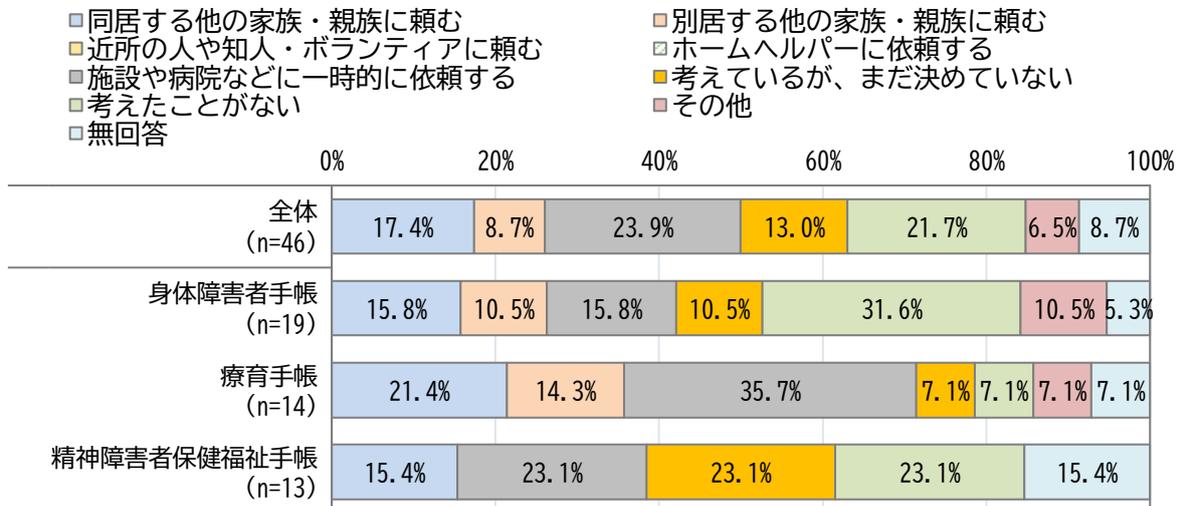
日常的に支えている（介護、療育、医療的ケア、意思疎通の支援等）主な支援者については、「家族・親戚」が 58.7%と最も高く、次いで「福祉サービス事業所や福祉施設の職員」が 26.1%、「日常的に支えている支援者は特にいない」が 8.7%となっています。

障がい種別でみると、「家族・親戚」の割合は身体で 63.2%、精神で 76.9%、「福祉サービス事業所や福祉施設の職員」の割合は療育で 57.1%とそれぞれ最も高くなっています。



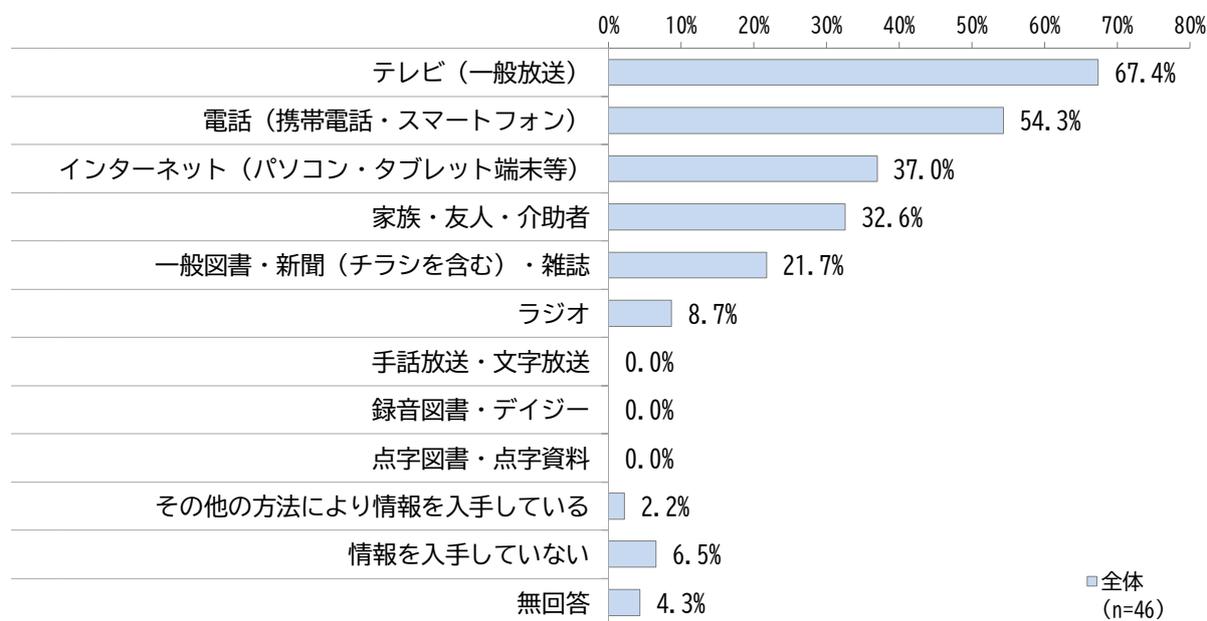
また、万が一支援者が急病や事故などのため、一時的に介助ができなくなった場合の対応については、「施設や病院などに一時的に依頼する」が 23.9%と最も高く、次いで「考えたことがない」が 21.7%、「同居する他の家族・親族に頼む」が 17.4%となっています。

障がい種別でみると、身体で「考えたことがない」が 31.6%、療育で「施設や病院などに一時的に依頼する」が 35.7%、精神で「施設や病院などに一時的に依頼する」、「考えているが、まだ決めていない」、「考えたことがない」が 23.1%とそれぞれ最も高くなっています。



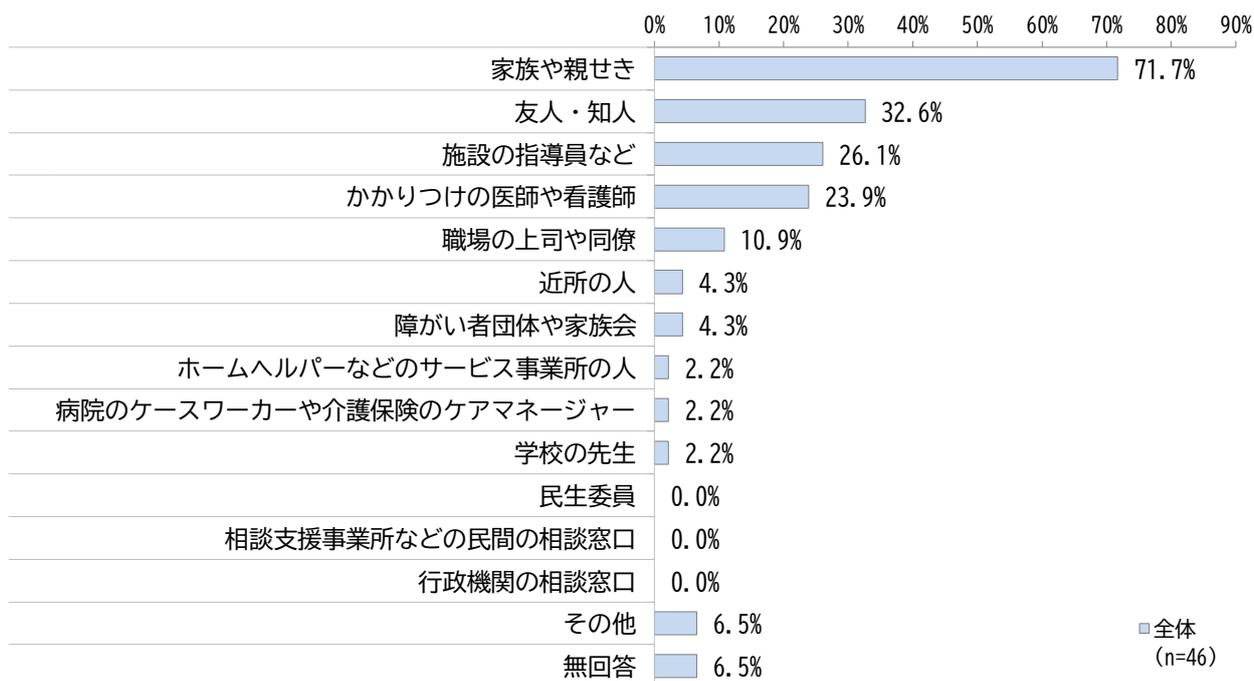
④情報の入手方法

日常的な情報の入手方法については、「テレビ（一般放送）」が 67.4%と最も高く、次いで「電話（携帯電話・スマートフォン）」が 54.3%、「インターネット（パソコン・タブレット端末等）」が 37.0%となっています。



⑤悩みや困ったことの相談相手

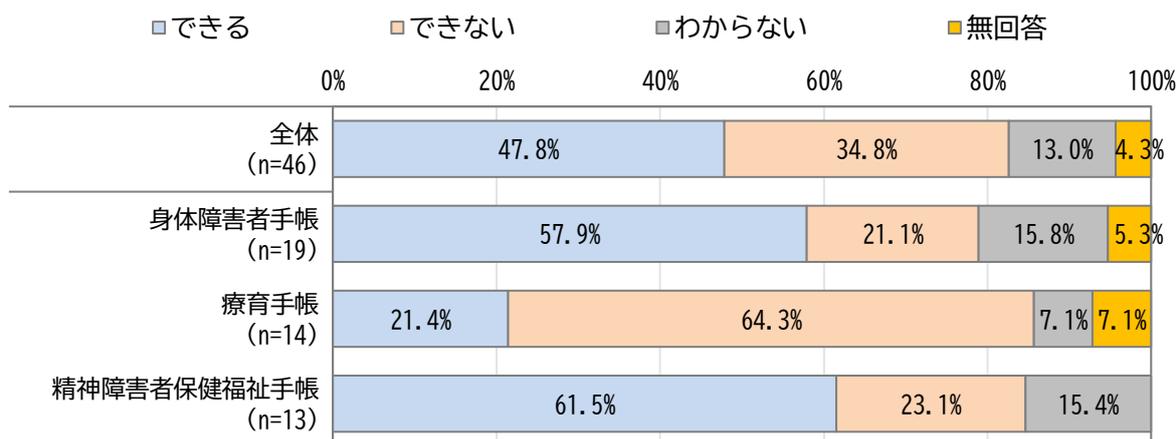
普段、悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が 71.7%と最も高く、次いで「友人・知人」が 32.6%、「施設の指導員など」が 26.1%となっています。



⑥災害時における一人での避難可否

地震や災害などの緊急時に、一人で避難することができるかについては、「できる」が47.8%と最も高く、次いで「できない」が34.8%、「わからない」が13.0%となっています。

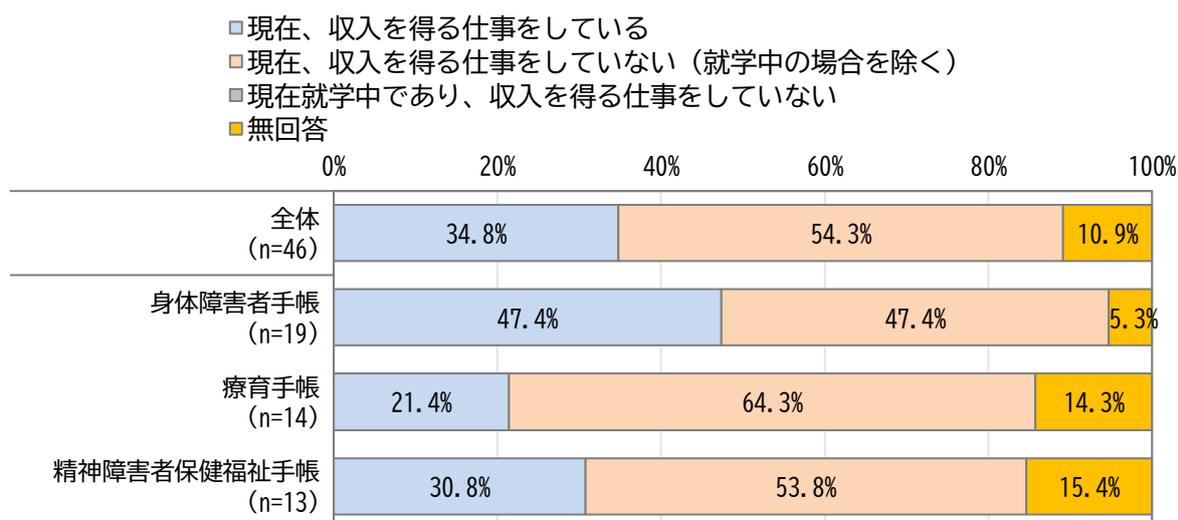
障がい種別でみると、「できない」の割合は、身体で21.1%、療育で64.3%、精神で23.1%となっています。



⑦就労状況について

現在、収入を得る仕事をしているかについては、「現在、収入を得る仕事をしている」が34.8%、「現在、収入を得る仕事をしていない（就学中の場合を除く）」が54.3%となっています。

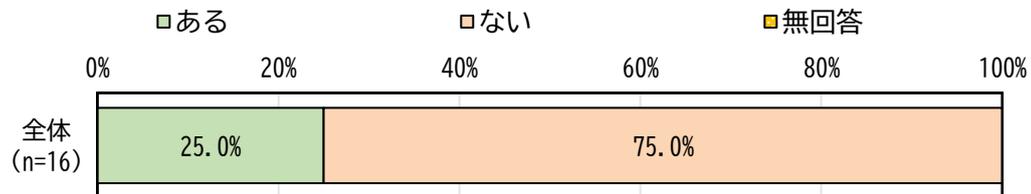
障がい種別でみると、「現在、収入を得る仕事をしている」の割合は、身体で47.4%、療育で21.4%、精神で30.8%となっています。



■ アンケート調査結果【障がい児】

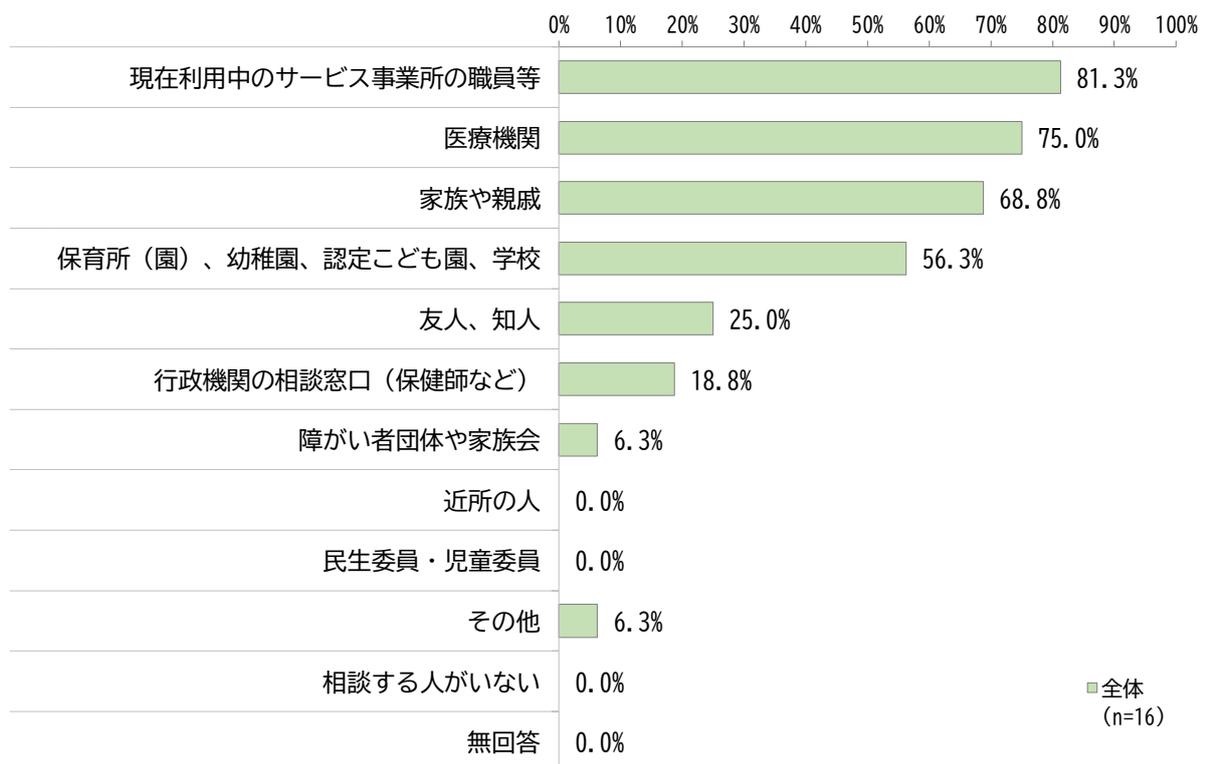
① 障がいがあることを理由に差別された経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ある」が 25.0%、「ない」が 75.0%となっています。



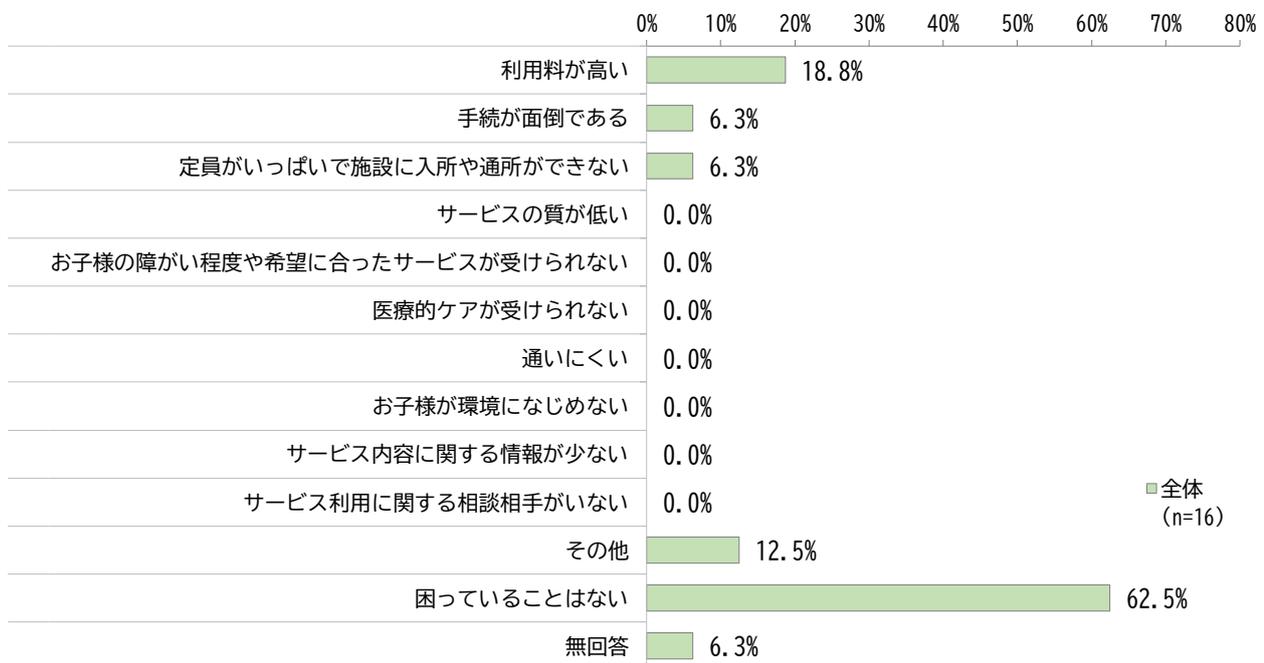
② 支援や困りごとに関する相談相手

支援や困りごとに関する相談相手については、「現在利用中のサービス事業所の職員等」が 81.3%と最も高く、次いで「医療機関」が 75.0%、「家族や親戚」が 68.8%となっています。



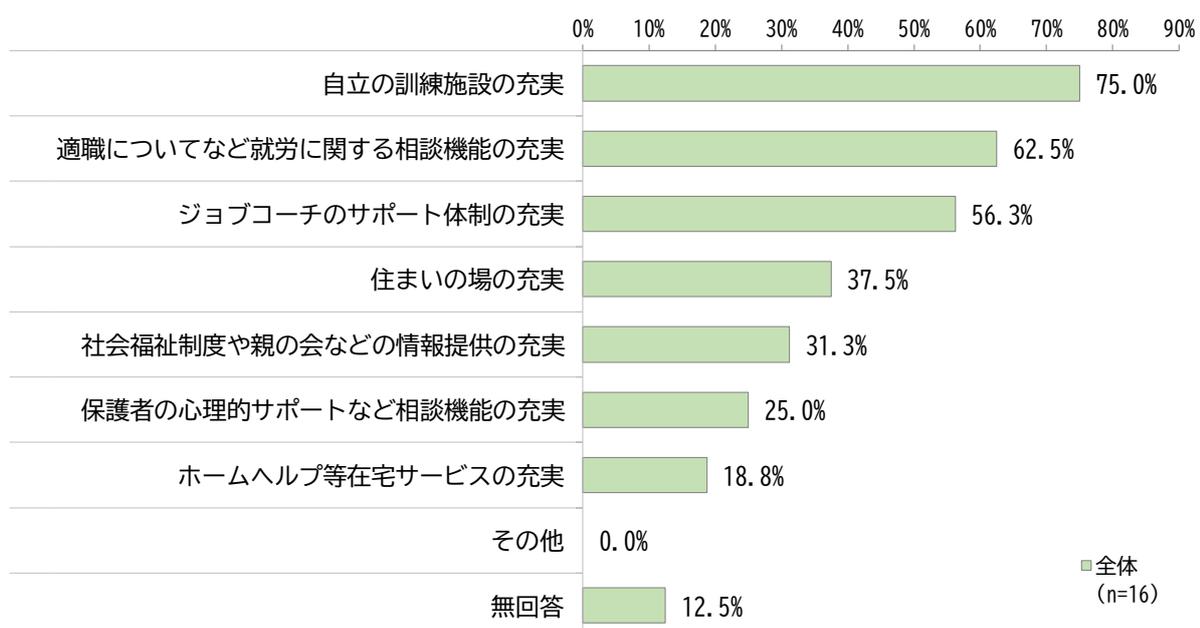
③福祉サービスを利用するにあたり困っていること

福祉サービスを利用するにあたり困っていることについては、「特に困っていることはない」が62.5%と最も高く、次いで「利用料が高い」が18.8%となっています。



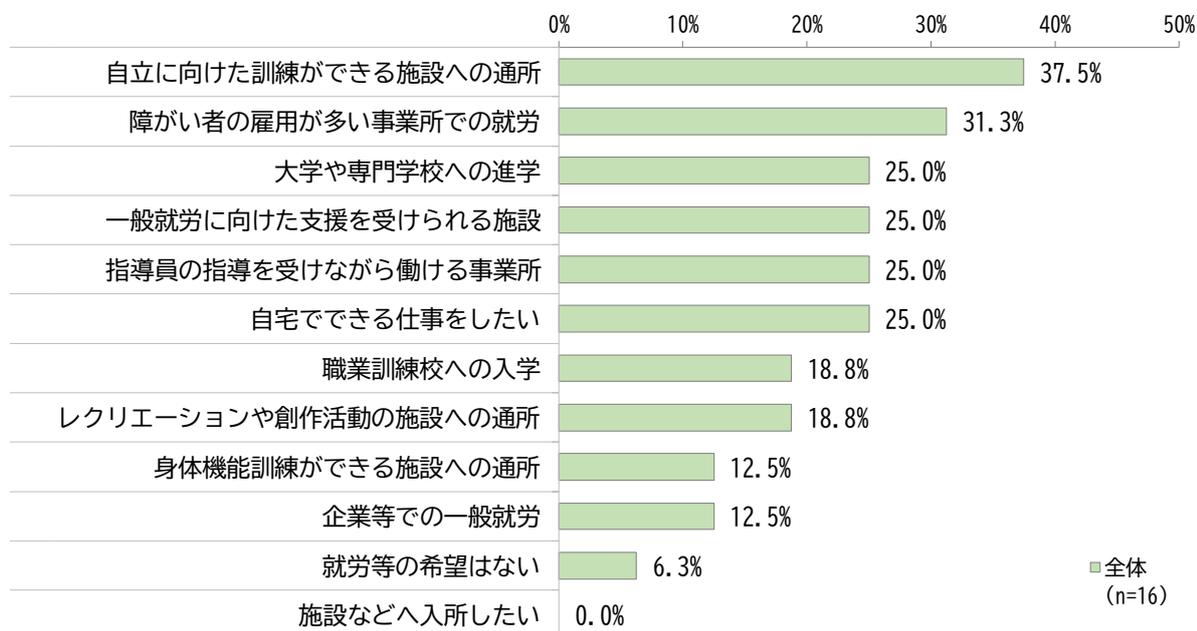
④就労時において必要と思う福祉サービス

就労時において必要と思う福祉サービスについては、「自立の訓練施設の充実」が75.0%と最も高く、次いで「適職についてなど就労に関する相談機能の充実」が62.5%、「ジョブコーチのサポート体制の充実」が56.3%となっています。



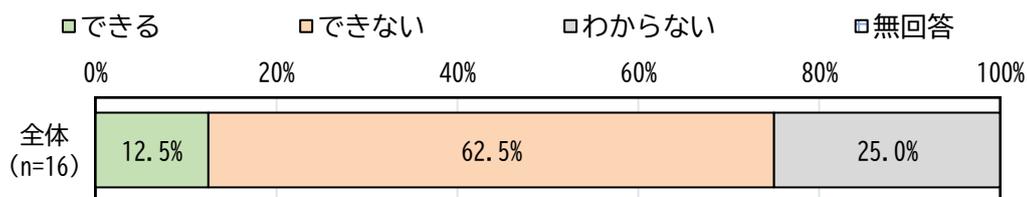
⑤進路の希望

進路の希望については、「自立に向けた訓練ができる施設への通所」が 37.5%と最も高く、次いで「障がい者の雇用が多い事業所での就労」が 31.3%となっています。



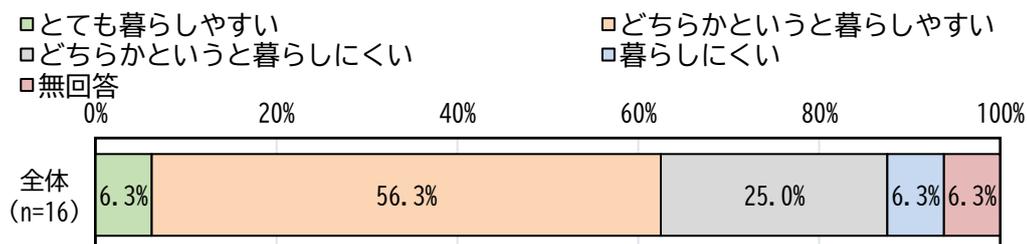
⑥災害時における一人での避難可否

地震や災害などの緊急時に、一人で避難することができるかについては、「できない」が 62.5%と最も高く、次いで「わからない」が 25.0%、「できる」が 12.5%となっています。



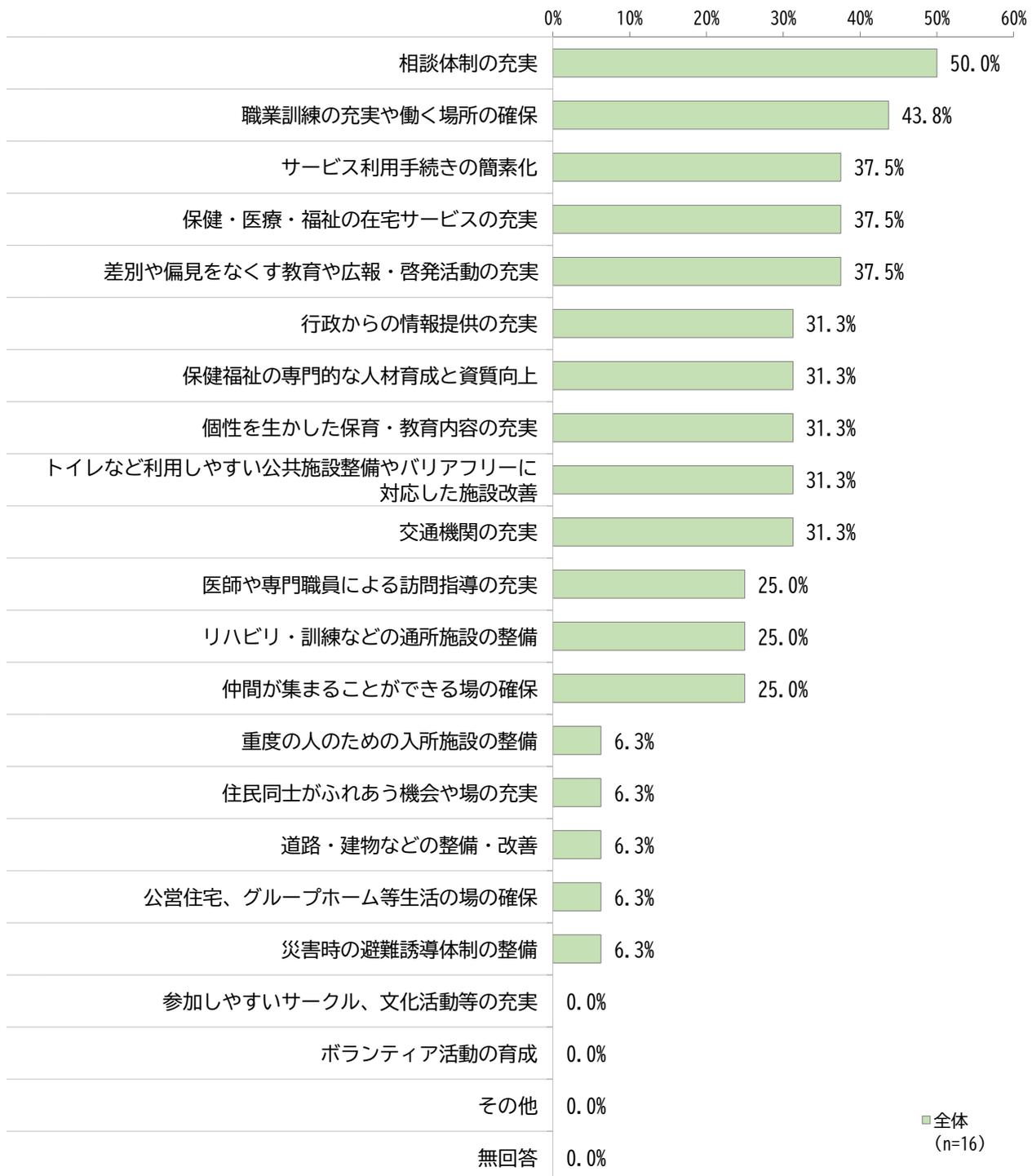
⑦本町は障がいのある方にとって暮らしやすいまちか

本町は障がいのある方にとって暮らしやすいまちであるかについては、「どちらかという暮らしやすい」が 56.3%と最も高く、次いで「どちらかという暮らしにくい」が 25.0%となっています。



⑧障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくりにするために必要なこと

障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくりにするために必要なことについては、「相談体制の充実」が 50.0%と最も高く、次いで「職業訓練の充実や働く場所の確保」が 43.8%となっています。



Ⅲ 第5期津奈木町障がい者計画

第1章 基本理念等

1 基本理念

本計画では、本町のまちづくりのメインテーマである「人と自然、アートがつなぐ 希望をもって住めるまち」の実現のため、障がいのある人もない人も、すべての方が地域で生き生きと自立した生活が送れるよう、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支えあう地域福祉の推進をめざし、この計画の基本理念を『地域でいきいきと暮らせるよう 共に支えあうまちづくり』とします。

障がい者はもとより、その家族をはじめ、地域住民の方や関係機関等と協働・連携して障がい者が地域で生活する上でのさまざまな課題解決に取り組み、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、各種施策の推進を図ります。

地域でいきいきと暮らせるよう 共に支えあうまちづくり

2 計画の目標

本町ではこれまで、「地域でともに生活するために」、「生きがいのもてる社会参加と自立の促進に向けて」、「バリアフリーの促進に向けて」、「生活の質の向上に向けて」、「安全・安心な暮らしの確保に向けて」の5つを障がい者施策の基本的目標とし、障がい者等が地域の一員として喜びと生きがいに満ちた自立的な暮らしができる、共に支えあうまちを目指し、各施策を推進してきました。

本計画では、第4期計画施策の基本的目標を継続して施策の更なる推進を図ります。

(1) 地域で共に安心した生活を送る

障害福祉サービスの充実を図り、障がい者等が住み慣れた地域で安心して在宅の生活ができるよう、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の理念を基に福祉向上をめざします。

【ノーマライゼーション】

高齢者や障がいのある方が、普通の生活を送れることができるとともに、差別されない社会をつくる基本理念。

【ソーシャルインクルージョン】

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の一員として包み支え合うという理念

(2) 生きがいのもてる社会参加と自立の促進

三障がい（身体、知的、精神）者等の社会的自立に向けた施策整備を推進し、福祉、教育、雇用等の分野において障がい者等の適性と能力が活かせる環境をめざします。

(3) バリアフリーの促進

三障がい者等に対する理解を深める啓発活動や、福祉教育の普及に努めます。

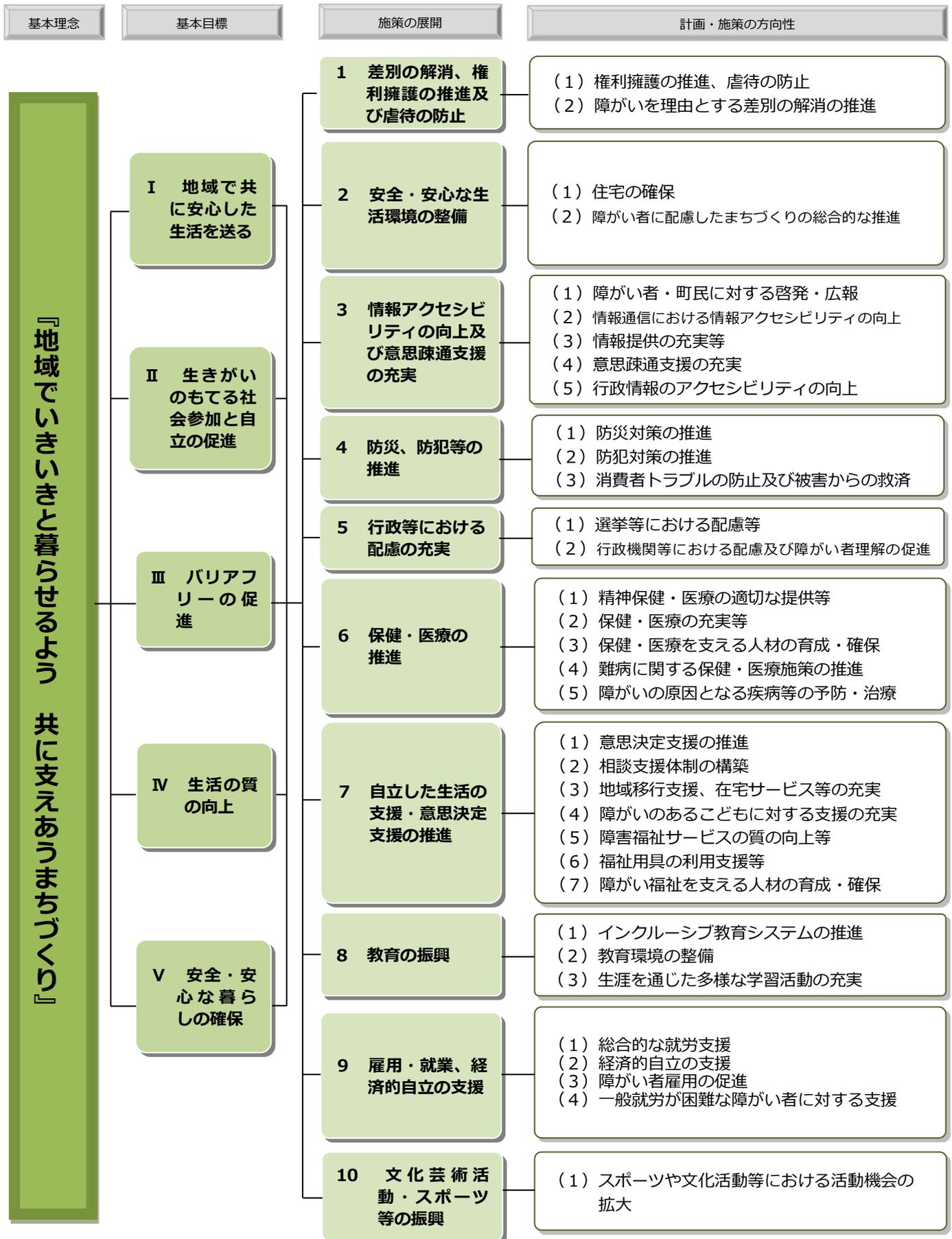
(4) 生活の質の向上

文化、スポーツ、レクリエーション等へ参加しやすい事業等の充実に努め、環境整備の促進を図り、活力と生き甲斐をもてる日常生活の向上に努めます。また、障がい者相談支援体制を充実させ、広報活動等を通じて障害福祉サービスや地域支援事業の各事業の普及に努め幅広く周知を図ります。

(5) 安全・安心な暮らしの確保

災害や防犯等において、地域防災ネットワークの充実に努めるとともに、住環境整備の支援等を行います。

3 施策の体系



第2章 具体的な施策の展開

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

基本的考え方

社会のあらゆる場面において障がい者を理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や町民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図ります。また、「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

施策の展開

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

- ① 障害者虐待防止法等の積極的な広報・啓発活動を行うとともに、適切な運用を通じ、障がい者に対する虐待の相談支援専門員等による未然防止、養護者を含めた家族に対する相談等の支援に取り組めます。
- ② 当事者等により実施される障がい者の権利擁護のための取組を支援します。
- ③ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。
- ④ 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行います。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ① 地域における障がいを理由とする差別の解消を推進するため、職員対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の設置等の促進に向けた取組を行います。
- ② 障害者差別解消法等の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い町民の理解を深めるため、多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動に取り組めます。
- ③ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。
- ④ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進めます。

関連事業

事業名	内容	担当課
成年後見制度利用支援事業	成年後見の開始の審判の町長申立て及び後見人報酬の助成等を行うもの。	ほけん福祉課
職員研修	町職員に対し、職員対応要領に基づく適切な対応について庁内に周知を図るとともに職員研修等を実施するもの。	総務課
人権啓発活動事業	様々な人権問題の一つとして、障がい者の人権について、町広報紙、啓発冊子、ホームページ等で理解促進を図り、差別の解消に努めるもの。	ほけん福祉課

2 安全・安心な生活環境の整備

基本的考え方

障がい者等がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい当事者等の意見を踏まえ、障がい者等が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者等が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者等に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者等の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

施策の展開

(1) 住宅の確保

- ① 障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- ② 障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した一層の体制の充実を図ります。また、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図ります。
- ③ 重度障がい者の中には高齢者が多く、介護保険対象者も見られます。障がい者制度での対応ができない場合は、高齢者・介護保険担当者等との連絡を密にしながら、障がい者住宅改造事業や住宅改修事業、介護保険制度を活用し、障がいに対応した住宅環境の向上を図ります。

(2) 障がい者等に配慮したまちづくりの総合的な推進

- ① 障がい者等の居住水準の向上のため「日常生活用具給付等事業」を活用した支援を継続します。
- ② 町民の方々が多く利用される公共施設及び災害時等の避難所については、障がい者等及び高齢者の立場から利用しやすさ、使いやすさの現状と課題の把握に努め、誰もが利用しやすい構造とし、公営住宅の新設等の場合は、関係各課と連携のうえ、バリアフリー等に配慮した住宅整備を行います。

関連事業

事業名	内容	担当課
町営住宅建設事業	バリアフリー等に配慮した町営住宅の建設や改修に努めるもの。	建設課
要介護者等住宅改造助成事業	高齢者や重度身体障がい者等の在宅生活を支援するため、住宅改造に必要な経費を助成し、生活環境の整備を図るもの。	ほけん福祉課
福祉有償運送事業	単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な障がい者や要介護認定を受けている方のために、NPOなどの法人が行う有償の移送サービスのあり方を協議するもの。	ほけん福祉課

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本的考え方

障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者等が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者等に配慮した取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進します。あわせて、障がい者等が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

施策の展開

(1) 障がい者・町民に対する啓発・広報

- ① 三障がいや難病等、障がいの特性についての正しい理解を深めるため、広報誌等を活用しながら様々な機会をとらえ啓発活動を推進し、多くの方が障がいを持った人の生活等を考える機会を設け、障がいへの正しい理解と認識を深め、障がい者等の立場に立った意識づくりを推進します。また、身体障害者互助会等関係団体などにも協力を仰ぎながら、交流の場を作るよう努めます。
- ② 障がいや障がい者等に対する理解を深める心を育てるためには、早い時期から障がいのある人と関わりを持つことが重要な要素となることから、障がい児教育等を積極的に推進します。
- ③ 障がい者等の福祉制度については、町の広報誌や有線等を活用しながら、障がい者等に必要な制度の確保と自立を支援します。
- ④ 地区の民生委員や身体障害者互助会、精神障がい者家族会、障がい者相談員など関係機関の協力を得ながら、関係を密にし、障がい者等が自分に合った事業者やサービス内容を適切に選べるよう、情報提供に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。
- ⑤ 障がいの種別により、広報誌等を見ても情報が伝わらない場合もあるため、地区の民生委員や身体障害者互助会、精神障がい者家族会、障がい者相談員等関係機関を通じて地域の障がい者等へわかりやすい情報を伝えられるよう体制づくりを推進し、制度やサービスの周知に努めます。

(2) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- ① 障がい者等の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図ります。
- ② 電話リレーサービスが、町民に広く認知及び理解され、その利活用が推進されるよう関係機関と連携して取組を推進するとともに、利用者ニーズや今後の技術の進展等を踏まえたサービス提供内容の充実を図ります。

(3) 情報提供の充実等

- ① 障がい者等を始めとする誰もがICT機器・サービスにアクセスできるよう環境整備の推進に努め

ます。

(4) 意思疎通支援の充実

- ① 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者等に対して日常生活用具の給付又は貸与を行います。
- ② 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図ります。

(5) 行政情報のアクセシビリティの向上

- ① 行政情報、特に障がい者や障がい者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用等、多様な障がいの特性に応じた配慮を行います。
- ② 障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。
- ③ 行政情報の提供等に当たっては、ICTの利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。
- ④ 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障がい者等に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者の協力を得つつ、障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。
- ⑤ 点字による候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図ります。

4 防災、防犯等の推進

基本的考え方

障がい者等が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。また、障がい者等を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

施策の展開

(1) 防災対策の推進

- ① 地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進します。
- ② 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障がい者等に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。
- ③ 障がい者等に対する避難支援などの充実を図るため、地域防災計画や避難行動要支援者避難支援等プラン等の各種計画に基づき、関係部局が連携して必要な体制整備を推進します。
- ④ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、必要な福祉避難所の確保、避難所における障がい特性に応じた支援と合理的配慮の促進や、福祉避難所への直接避難等が促進されるよう、必要な体制の整備を促進します。
- ⑤ 障がいの種別にかかわらず、災害への不安は大きく、地域で安心した生活を送るためには、日頃から地域住民と連携を密にした地域ぐるみの防犯・防災対策が必要であり、行政の防災分野はもとより、行政区長や民生委員、障害者互助会等様々な関係機関と連携し、協力を得ながら地域防災対策の充実を図ります。
- ⑥ 障がい者等の緊急時の対応については、日頃からその知識を身に付けられるような対策が必要なため、その一環としてパンフレットの配布や広報誌等による情報提供を図り、防災に関する知識の普及を進めます。

(2) 防犯対策の推進

- ① 障がい者等が犯罪被害に遭うことのないよう、民生委員・児童委員・行政等が連携し、地域での見守り活動や啓発活動を行い、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を図ります。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ① 障がい者団体、福祉関係団体等の多様な主体の連携により、障がい者等の消費者被害防止及び早期発見に取り組みます。

- ② 消費生活センター等におけるメール等での消費生活相談の受付や、消費生活相談員の障がい者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障がいの特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

関連事業

事業名	内容	担当課
避難行動要支援者 避難支援等事業	災害時に避難の手助けが必要な要介護者や重度の障がい者などの方々が、地域の中で避難の支援が受けられるように、名簿を作成し、避難支援に携わる関係者と情報を共有するもの。	ほけん福祉課

5 行政等における配慮の充実

基本的考え方

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を促進するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

施策の展開

(1) 選挙等における配慮等

- ① 点字による候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図ります。
- ② 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がい者が障がい特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう取り組みます。また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図ります。
- ③ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保を図ります。

(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

- ① 事務・事業の実施に当たっては、障がい者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を進めます。
- ② 職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため、より一層の理解の促進が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性、コミュニケーションに困難を抱える障がいや、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に求められる合理的配慮を含めた必要な配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。
- ③ 障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。
- ④ 行政情報の提供等に当たっては、ICTの利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

関連事業

事業名	内容	担当課
職員研修	町職員に対し、職員対応要領に基づく適切な対応について庁内に周知を図るとともに職員研修等を実施するもの。	総務課

6 保健・医療の推進

基本的考え方

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を行います。また、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援に関する取組を行います。

施策の展開

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

- ① 精神障がい者への支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、精神障がい者が地域で生活できるよう正しい理解を促進し、支援体制を整備します。
- ② 学校、地域における心の健康に関する相談等の機会の充実により、町民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患予防と早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図ります。
- ③ 精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図るとともに、精神障がい者とその家族に対する当事者及び家族による相談活動に対し支援を行います。
- ④ 精神疾患について、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供及び安全対策の推進を図ります。
- ⑤ 精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- ⑥ 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がい者の退院後の支援を行います。
- ⑦ 保健所、医療機関、相談支援事業者など関係機関同士の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制づくりを進めます。また、ひきこもり状態にある人や家族への支援策のさらなる充実について検討します。
- ⑧ 相談支援事業者等による利用者への日常的な関わりや休日・夜間の対応など、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。

(2) 保健・医療の充実等

- ① 障害者総合支援法に基づき、障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費）の助成を行います。
- ② リハビリテーション等、近隣市町に頼らなくてはならない本町の現状から、関係機関との連携を取りながら訪問看護や、訪問リハビリの体制づくりに取り組んでいきます。
- ③ 重度の障がい者が、安心して治療を受けられるように、重度心身障医療費助成事業や自立支援医

療（更生医療・育成医療・精神通院医療）について制度の周知に努めます。

- ④ 障がい者の在宅サービスを図るうえで、障がい者本人及びその家族の希望を聞きながら、専門医療機関と連携を取り相談に応じます。
- ⑤ 退院後の在宅支援体制を整えるうえでは、行政機関、医療機関及び相談事業所との連携が不可欠であり常に連絡や情報交換を行いながら各障がいの状況にあわせた在宅等の福祉サービスの提供に努めます。

(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

- ① 地域において健康相談等を行う職員の資質の向上を図るとともに、障がい者等にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業従事者及び教育関係者間の連携を図ります。
- ② 発達障がいの早期発見、早期支援の重要性に鑑み、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図ります。

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

- ① 難病患者に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮し、理解と協力の促進を図ります。
- ② 難病患者については、国や県の動向を注視しつつ実態把握に努め、難病の周知に取り組み、理解促進を図ります。また、県と連携し、難病患者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、必要な施策を実施していきます。

(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- ① 妊産婦・乳幼児・児童に対する健診及び保健指導、新生児聴覚検査等の適切な実施により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。
- ② 生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組めます。
- ③ 障がい者や、その家族に対する医療支援として、様々な相談を受け付ける専門的な相談事業を充実させることにより、地域生活の中での不安解消の手助けとなるよう、行政機関はもとより、専門医療機関や保健所、その他関係機関と連携を取りながら助言、指導を行います。
- ④ 本町では、『津奈木町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画』の中の地域支援事業における介護予防事業として、健康について意識し、健康づくり、生き甲斐づくりに活かせる方法を見出す機会として健康教育を行い、生活習慣病の早期発見、予防、治療を目指します。
- ⑤ 障がい者の高齢化が進んでいるため、地域包括支援センターや関係機関と連携を取りながら、加齢による障がいの重症化を予防する生活指導や保健指導を推進します。

関連事業

事業名	内容	担当課
障害福祉サービス 給付事業	利用計画案の作成及び提出について説明し、利用計画案の内容に沿い、適切に支給決定を行い、障がい者等に障害福祉サービス等を提供するもの。	ほけん福祉課
妊娠・出産支援事業	妊娠期から子育て期までの支援を行うとともに、産後うつ の予防等の観点から産後ケアなどの支援を行うもの。	ほけん福祉課
生活習慣病予防対策事業	特定健診の結果を基に、メタボリックシンドローム対策に 着目した保健指導の実施を行うもの。	ほけん福祉課

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

基本的考え方

障がい者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を目指します。また、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、町民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。さらに、障がい者及び障がいのあるこどもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのあるこどもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上に取り組みます。

施策の展開

(1) 意思決定支援の推進

- ① 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む。）に支援が必要な障がい者が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。
- ② 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行います。

(2) 相談支援体制の構築

- ① 障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。
- ② 障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画書の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。
- ③ 関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議会の運営の活性化を図ることにより、障がい者への支援体制の整備を進める。
- ④ 発達障がい者支援センター等において、発達障がい児者やその家族に対する相談支援や発達障がい者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 高次脳機能障害児者への支援について、相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。
- ⑥ 難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。

- ⑦ 障害者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法等の適切な運用を通じ、障がい者に対する虐待の相談支援専門員等による未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者を含めた家族に対する相談等の支援に取り組みます。
- ⑧ 家族と暮らす障がい者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、ピアサポート体制の強化等の障がい者同士・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図ります。
- ⑨ 発達障がい児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを推進します。
- ⑩ 行政窓口や相談支援事業所、相談員等が連携し、地域において相談しやすい環境を整え、障がい者の日常生活の様々な問題や苦情に対応できる総合的な相談窓口となるように努めるとともに、相談支援事業の充実を図ります。

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- ① 障がい者が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障がい者等のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者等に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- ② 地域で生活する障がい者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行います。また、地域生活支援拠点等については、緊急時の受入れ対応とともに、入所施設・グループホーム等への生活の場の移行支援のための体験の機会・場の提供などの役割を担います。
- ③ 障がい者の一人暮らし等を支える自立生活援助を使いやすい制度にすることにより、障がい者の地域生活への移行を推進します。
- ④ 精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- ⑤ ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。
- ⑥ 施設入所者や長期入院中の精神障がい者が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行するための支援を行います。障がい者が地域で生活することや仕事を続けることを支援するため、本人のニーズに応じた福祉サービスを活用し、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援の充実を図ります。
- ⑦ 本町には社会資源が少ないため、社会資源がある関係市町と連携を密にしながら障がい者が希望する、必要な福祉サービスが受けられる体制づくりを推進し、地域生活支援事業を積極的に行い、地域での生活支援を図ります。また、行政だけで対応できない部分は、地域との連携を図り支援体制を強化します。

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

- ① 障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずるとともに、障がい児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障がい児の保育所での受入れを促進します。
- ② 障がい児の発達を支援する観点から、幼児の成長記録や支援上の配慮に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有するなど、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
- ③ 発達障がいの早期発見、早期支援の重要性に鑑み、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図ります。
- ④ 障がい児に対して発達支援等を行う児童発達支援等を提供するとともに、居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障がい児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。
- ⑤ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケアが必要な障がい児等に対して、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進を図ります。
- ⑥ 障がい児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児者について、専門的な支援の体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。
- ⑦ 児童発達支援センターについて、障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設として、多様なニーズに対応する機関としての体制整備を図ります。
- ⑧ こどもの意見を聴く機会の確保等が重要とされていることから、障がい児においても、こどもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進します。
- ⑨ 教育現場においては、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の個に応じた指導を充実させるため、小・中学校に「特別支援学級」を設置しています。今後も、県から示される具体的な特別支援教育の推進施策に基づき、教育委員会や専門機関との連携を図りながら、障がいの有無にかかわらずともに学ぶ機会の充実を推進します。
- ⑩ 障がいを持つ生徒の進路指導については、本人が進路を選択できるよう関係機関等の連携を強化し、さらに進学先、就職先の確保についても各方面への関係機関に対して協力を要請します。

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

- ① 障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者に対し必要な指導・助言を行います。
- ② 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む。）に支援が必要な障がい者等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、

相談支援専門員に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

- ③ 長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう国及び県との連携のもと適切な支給決定を行います。
- ④ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮し、理解と協力の促進を図ります。
- ⑤ 障がい者が自らの人生や生き方を選び、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう障害福祉サービスの充実を図ります。また、障がい者の高齢化に伴い介護者も高齢化しており、介護者の負担軽減を図りながら、福祉担当部門だけでなく高齢者福祉担当部門や介護保険部門及び地域包括支援センター等と連携しながら、在宅サービスの充実に努めます。

(6) 福祉用具の利用支援等

- ① 補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、障がい者等のニーズや時代に応じた福祉用具等の普及を促進します。
- ② 身体障がい者補助犬を使用する身体障がい者が施設等の利用を拒まれることがないよう、普及啓発を推進します。

(7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

- ① 障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保するよう指導するとともに、労働法規の遵守を徹底し、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などを図ります。
- ② 発達障がい児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを推進します。

関連事業

事業名	内容	担当課
生活サポート事業	ホームヘルプサービス利用者が障害支援区分が非該当になった場合に継続して利用できなくなることを防ぐため、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活の推進を図る。	ほけん福祉課
社会参加促進事業	障がい者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより障がい者の社会参加の促進を図るもの	ほけん福祉課
日中一時支援事業	家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保するもの。	ほけん福祉課

事業名	内容	担当課
日常生活用具給付事業	障がい者等の在宅生活をより暮らしやすくするために、日常生活用具の給付を行うもの。	ほけん福祉課
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供するもの。	ほけん福祉課
移動支援事業（外出支援事業）	屋外での移動に困難がある障がい者等に対する外出のための支援を行うもの。	ほけん福祉課
障害者（児）相談支援事業	在宅の障がい者等が地域で生活するために、生活に必要な相談や援助等を行うことにより、もって、福祉の向上を図るもの。	ほけん福祉課
地域活動支援センター事業	障がい者等に対し、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るもの。	ほけん福祉課
乳幼児発達相談事業	乳幼児の健診等で発達に不安のある乳幼児を対象に、心理士等専門職による発達相談を実施し、必要に応じて専門機関や療育事業所の紹介を行うもの。	ほけん福祉課
子ども医療費助成事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高等学校等に在学していない者を除く。）の子どもを対象に、保険診療により、支払った医療費の自己負担金を助成し、保健の向上と福祉の増進を図るもの。	ほけん福祉課
乳幼児健康診査事業	乳幼児健康診査事業で、発達障害児の相談・支援・情報提供を行うもの。乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなげるため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行うもの。	ほけん福祉課
特別支援教育体制推進事業	特別支援教育コーディネーター研修会、学級支援員研修等を実施し、それぞれの学びの場における担当者の専門性の向上を図るもの。	教育委員会
スクールソーシャルワーカー活用事業	児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの活用など、多様な方法を用いて、課題の解決への対応を図るもの。	教育委員会
ICT環境整備事業	特別支援学級のニーズに応じたコンピュータ機器等の充実および活用を促進するもの。	教育委員会

8 教育の振興

基本的考え方

障がいの有無によって分け隔てられることなく、町民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。また、障がいのある幼児児童生徒に対する支援を推進するため、障がいのある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。さらに、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

施策の展開

(1) インクルーシブ教育システムの推進

- ① 障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校に在籍する障がいのある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう取り組みます。特別支援教育の充実を通じて、障がいのある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進します。
- ② 「いじめの防止等のための基本的な方針」等を踏まえ、いじめ等の防止や早期発見等のための適切な支援を行います。
- ③ 障がいのある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供や相談の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と町教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とすることについて引き続き関係者への周知を行います。また適切な「学びの場」の選択に関する情報や、教育的ニーズに応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて関係者への周知を行います。
- ④ 校長のリーダーシップの下、校内の状況を適切に把握するとともに、必要に応じて外部の専門家等とも連携し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図ることで、全ての学校が組織として、障がいのある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた支援の提供を図ります。
- ⑤ 障がいのある幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供に当たっては、全ての学びの場において、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、

提供するよう取り組みます。

- ⑥ 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や病気療養児等長期入院を余儀なくされている幼児児童生徒が教育を受けたり、他の幼児児童生徒と共に学んだりする機会を確保するため、医療的ケア看護職員の配置等の施策の充実を図ります。
- ⑦ 障がいのある児童生徒が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、障害のある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。
- ⑧ 医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果等を活用し、障がいの早期発見や早期支援につなげます。また、個別の教育支援計画等も活用し、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、本人や保護者に対する教育相談・支援体制の充実を図ります。
- ⑨ 障がい者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、本人・保護者の意向等を踏まえつつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を促進します。

(2) 教育環境の整備

- ① 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、管理職を含む全ての教職員への研修等を促進することを通して、障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進します。
- ② 障がいのある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教材等の活用を促進するとともに、ICTの発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実を図ります。
- ③ 病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等、環境の整備を推進します。
- ④ 学校教育においては、全ての教育の中で差別意識をなくすための人権教育やボランティア活動の指導を行います。また、障がい児が自宅から通学し、障がいに応じた環境の中で教育が受けられるよう環境整備を行い、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に学校生活を送る事により、日々の活動の中でお互いが自然なかたちで理解し助け合いながら、多様性を尊重する心や豊かな人間性が育まれるよう、インクルーシブな環境づくりに努めます。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- ① 学校卒業後の障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行い、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援します。このことを通じ、障がい者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげます。
- ② 障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、訪問支援を含む多様な学習活動を行う学びの場やその機会の提供・充実を図ります。

9 雇用・就業、経済的自立の支援

基本的考え方

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

施策の展開

(1) 総合的な就労支援

- ① 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がい者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。
- ② 障がい者の就労意欲を高めるためにも、相談支援事業を充実し、障害者就業・生活支援センター「みなよし」や、ハローワーク等の関係機関の協力を得ながら、障がい者の適性と能力に応じた職業情報の提供に努めます。

(2) 経済的自立の支援

- ① 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現することができるよう、障害福祉サービスにおける利用者負担額についての軽減措置等を行うとともに、各種の優遇措置に関する情報提供を行います。

(3) 障がい者雇用の促進

- ① 障害者雇用率制度をはじめ、各種制度について周知啓発を図り、障がい者雇用の促進を図ります。
- ② 本町においても事業主として、障害者雇用率制度に基づき、引き続き積極的に障がい者雇用の推進を図るとともに、障がい者が個々に持てる能力を発揮していきいきと活躍できるよう雇用の質の向上に向けて取り組みます。

(4) 一般就労が困難な障がい者に対する支援

- ① 事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向けた取組を推進します。また、就労継続支援A型事業所における就労の質や賃金の向上を図ります。
- ② 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。
- ③ 障がい者施設や相談支援事業所等と連携して、一般企業での就労が難しい障がい者の特性や適性に応じ、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センター等の福祉的就労の利用促進に努めます。

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

基本的考え方

全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、町民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与します。また、レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

施策の展開

(1) スポーツや文化活動等における活動機会の拡大

- ① 本町では、障がい者同士の交流の場が少なく、スポーツ活動や文化活動をしている人も個人個人での活動のため表に出てきません。熊本県で実施されるスポーツ大会の周知・引率等の支援を行うなど、スポーツや文化的な優れた能力や技術を持っている人の発表の場を増やすことに努めます。また、障がい者がさまざまなスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図るとともに、町が行う各種イベントについても、障がいのある人が参加しやすいものとなるように努め、地域住民との交流を図ります。

IV 第7期津奈木町障がい福祉計画・第3期津奈木町障がい児福祉計画

第1章 基本的理念等

1 基本的理念

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本理念とします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図ります。

2 前計画の障害福祉サービス実績

(1) 訪問系サービス

計画と実績の比較

- ・居宅介護、重度訪問介護は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回って推移しています。
- ・同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、利用がありません。

第6期計画							
種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月
居宅介護	計画	64	4	96	6	128	8
	実績	23	2	22	2	22	2
	増減	△41	△2	△74	△4	△106	△6
重度訪問介護	計画	574	2	574	2	574	2
	実績	560	1	641	1	0	0
	増減	△14	△1	△67	△1	△574	△2
同行援護	計画	23	1	23	1	23	1
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	△23	△1	△23	△1	△23	△1
行動援護	計画	23	1	23	1	23	1
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	△23	△1	△23	△1	△23	△1
重度障害者等包括支援	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

(2) 日中活動系サービス

計画と実績の比較

- ・生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所（福祉型）は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回って推移しています。
- ・自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労定着支援、短期入所（医療型）は、利用がありません。

第6期計画							
種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
生活介護	計画	572	26	682	31	792	36
	実績	346	19	328	19	350	20
	増減	△226	△7	△354	△12	△442	△16
自立訓練（機能訓練）	計画	44	2	44	2	44	2
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	△44	△2	△44	△2	△44	△2
自立訓練（生活訓練）	計画	44	2	66	33	88	4
	実績	19	1	2	1	0	0
	増減	△25	△1	△64	△32	△88	△4
就労移行支援	計画	44	2	44	2	44	2
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	△44	△2	△44	△2	△44	△2
就労継続支援（A型）	計画	154	7	198	9	242	11
	実績	89	4	98	5	68	3
	増減	△65	△3	△100	△4	△174	△8
就労継続支援（B型）	計画	550	25	660	30	770	35
	実績	343	19	342	20	348	19
	増減	△207	△6	△318	△10	△422	△16
就労定着支援	計画		1		1		1
	実績		0		0		0
	増減		△1		△1		△1
療養介護	計画		9		10		11
	実績		6		5		5
	増減		△3		△5		△6
短期入所（福祉型）	計画	30	3	50	5	70	7
	実績	3	1	4	1	10	1
	増減	△27	△2	△46	△4	△60	△6
短期入所（医療型）	計画	10	1	10	1	10	1
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	△10	△1	△10	△1	△10	△1

※令和5年度は見込み

(3) 居住系サービス

計画と実績の比較

- ・ 共同生活援助、施設入所支援は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回って推移しています。
- ・ 自立生活援助は、利用がありません。

第6期計画				
種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
自立生活援助	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
	増減	△1	△1	△1
共同生活援助	計画	11	13	15
	実績	9	9	9
	増減	△2	△4	△6
施設入所支援	計画	14	14	14
	実績	12	11	11
	増減	△2	△3	△3

※令和5年度は見込み

(4) 相談支援

計画と実績の比較

- ・ 計画相談支援は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回るか同値で推移しています。
- ・ 地域移行支援、地域定着支援は、利用がありません。

第6期計画				
種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/年	人/年	人/年
計画相談支援	計画	11	13	15
	実績	11	10	11
	増減	0	△3	△4
地域移行支援	計画	1	2	3
	実績	0	0	0
	増減	△1	△2	△3
地域定着支援	計画	1	2	3
	実績	0	0	0
	増減	△1	△2	△3

※令和5年度は見込み

(5) 障害児通所支援/入所施設

計画と実績の比較

- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回って推移しています。
- ・ 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、利用がありません。

第6期計画							
種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
児童発達支援	計画	35	7	45	9	60	12
	実績	23	4	22	3	27	5
	増減	△12	△3	△23	△6	△33	△7
医療型児童発達支援	計画	10	1	20	2	30	3
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	△10	△1	△20	△2	△30	△3
放課後等デイサービス	計画	114	19	150	25	180	30
	実績	49	12	85	17	97	17
	増減	△65	△7	△65	△8	△83	△13
保育所等訪問支援	計画	3	3	4	4	5	5
	実績	1	1	1	1	1	1
	増減	△2	△2	△3	△3	△4	△4
居宅訪問型児童発達支援	計画	5	1	10	2	15	3
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	△5	△1	△10	△2	△15	△3
障害児相談支援	計画	9		13		16	
	実績	4		7		5	
	増減	△5		△6		△11	

※令和5年度は見込み

(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

計画と実績の比較

- ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数は、計画のとおりに推移しており、令和5年度で5人となっています。

第6期計画				
種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
コーディネーターの配置人数(人)	計画	/		
	実績	4	5	5
	増減	4	5	5

※令和5年度は見込み

第2章 令和8年度に向けた成果目標の設定

障がい者等の自立支援の観点から、国の成果目標を基に、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、令和8年度に向けた町の成果目標を以下のとおり設定します。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針における成果目標	
①	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年末までに地域生活へ移行する
②	令和8年度時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する

津奈木町における成果目標		
項目	目標値 (令和8年度末)	本町の方針
地域生活移行者数	1人	令和4年度末時点の施設入所者数(11人)の9.1%以上(1人)が令和8年末までに地域生活へ移行することを目標とする。
施設入所者数	10人	令和4年度末時点の施設入所者数(11人)の9.1%以上(1人)を令和8年度末までに削減することを目標とする。

※施設入所者：施設入所の支給決定を受け、町外の施設に入所している人を指します。

成果目標 2 地域生活支援の充実

国の基本方針における成果目標	
①	令和 8 年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年 1 回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
②	令和 8 年度末までに強度行動障がい有者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。 ※新規

津奈木町における成果目標		
項目	目標値 (令和 8 年度末)	本町の方針
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所 (設置済)	水俣芦北圏域において、令和元年度に「面的整備型」で設置済。機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討することを目標とする。
地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置	1 人	令和 8 年度までに 1 名配置予定。
強度行動障がい有者への支援体制の整備 ※新規	有	令和 8 年度末までに強度行動障がいなど重い障がいのある人の緊急事態をあらかじめ想定し、緊急時には障害福祉サービス事業者と連携して適切な支援が提供できる体制の整備を進める。

※強度行動障がい：自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと

成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等の状況

国の基本方針における成果目標	
①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。	
②就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。	
③就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。	
④就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。	
⑤就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ※新規	
⑥就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とする。	
⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。	

津奈木町における成果目標			
項目	実績 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	本町の方針
就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数	0人	1人	就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍とする。
就労移行支援のみ	0人	0人	うち、就労移行支援事業は令和3年度実績の1.31倍以上とする。
就労継続支援A型のみ	0人	1人	うち、就労継続支援A型事業は令和3年度実績の1.29倍以上とする。
就労継続支援B型のみ	0人	0人	うち、就労継続支援B型事業は令和3年度実績の1.28倍以上とする。
就労定着支援事業利用者数	0人	0人	就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とする。
就労定着率が7割以上の事業所数	0箇所	1箇所	うち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

成果目標 4 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本方針における成果目標	
①	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となり、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。
②	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
③	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一カ所以上確保する。
④	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

津奈木町における成果目標		
項目	目標値 (令和8年度末)	本町の方針
児童発達支援センターの設置	2箇所	水俣芦北圏域に2箇所設置済み。
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	1箇所	水俣芦北圏域に1箇所設置予定。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	水俣芦北圏域に1箇所設置済み。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	既存の地域療育ネットワーク会議や圏域総合支援協議会の場を活用し、水俣芦北圏域で今後検討。
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	2人	水俣芦北圏域で2事業所に配置済み。

成果目標 5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針における成果目標	
<p>①令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。 ※新規</p>	

津奈木町における成果目標		
項目	目標値 (令和8年度末)	本町の方針
地域の相談機関との連携強化のために行う会議等の開催	6回	基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援及び指定特定相談支援事業所に対する指導・助言などを実施する。
地域の相談支援事業者に対する研修の開催	1回	

成果目標 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針における成果目標	
<p>令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。</p>	

津奈木町における成果目標		
項目	目標値 (令和8年度末)	本町の方針
県が実施する障害福祉サービス等に係る町職員の参加人数	1人	相談支援従事者研修などの各種研修への町職員の参加、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーとなった内容の分析などを行い、サービスの質の向上を図る。
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と共有する体制を確保し、それに基づく実施回数	1回	

第3章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保

方策

町の成果目標を達成するため、国の活動指標に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する見込量と確保方策等、町の活動指標を以下のとおり設定します。

1 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	23	22	22	21	21	21
	人/月	2	2	2	2	2	2
重度訪問介護	時間/月	560	641	0	497	497	497
	人/月	1	1	0	1	1	1
同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

見込量の確保のための方策

障がい者等が、自宅において介護等の日常生活上の支援や外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、在宅サービス提供体制の充実を図ります。

2 日中活動系サービス

サービス名	サービス内容
生活介護	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）
就労継続支援（B型）	一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所（福祉型）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
短期入所（医療型）	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	346	328	350	575	575	575
	人/月	19	19	20	25	25	25
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	0	0	0	23	23	23
	人/月	0	0	0	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	19	2	0	23	23	23
	人/月	1	1	0	1	1	1
就労選択支援 ※新規	人/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 （A型）	人日/月	89	98	68	184	184	184
	人/月	4	5	3	8	8	8
就労継続支援 （B型）	人日/月	343	342	348	575	575	575
	人/月	19	20	19	25	25	25
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	6	5	5	5	5	5
短期入所 （福祉型）	人日/月	3	4	10	10	10	10
	人/月	1	1	1	1	1	1
短期入所 （医療型）	人日/月	0	0	0	10	10	10
	人/月	0	0	0	1	1	1

サービスの見込量と確保方策

○圏域障がい者総合支援協議会の活用や各障害福祉サービス事業所との連携のもと、特に必要とされるサービスの提供体制を整えます。また、就労系サービスについては、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。

○地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障がいがある人の短期入所の利用の円滑化を図ります。また、相談支援専門員を中心に、事業所及び関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。

3 居住系サービス

サービス名	サービス内容
自立生活援助	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	9	9	9	9	10	11
うち重度障がい者 ※新規	0	0	0	0	1	1	1
施設入所支援	人/月	12	11	11	11	11	10

サービスの見込量と確保方策
○住み慣れた地域で暮らし続けるように、共同生活援助（グループホーム）希望者等を把握し、支援の充実を図ります。

4 相談支援

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	11	10	11	11	11	12
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

サービスの見込量と確保方策

○圏域障がい者総合支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携の強化、事業の効率化や担い手の確保など相談員のスキルアップに努めます。

5 地域生活支援拠点

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
検証・検討の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数 ※新規	人/年	0	0	0	1	1	1
強度行動障がいを有する者への支援体制	箇所	0	0	0	0	0	1

6 障害児通所支援等

①障がい児支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う
医療型児童発達支援	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
放課後等デイサービス	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う
障害児相談支援	障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	23	22	27	80	80	80
	人/月	4	3	5	10	10	10
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	49	85	97	200	200	200
	人/月	12	17	17	25	25	25
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1	1	1	1
	人/月	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	5	5	5
	人/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人/月	4	7	5	5	5	5

サービスの見込量と確保方策

- 水俣芦北圏域地域療育ネットワーク会議等の活用や各児童福祉サービス事業所との連携のもと、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスについては、利用実績及び児童数が増加傾向にあることから、発達障がい児への早期支援体制の確保の観点から、サービス提供体制の確保に努めます。

②医療的ケア児等コーディネーターの配置

サービス名	サービス内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	人/月	4	5	5	2	2	2

サービスの見込量と確保方策

- 水俣芦北圏域内の相談支援事業所と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

7 発達障がい者等に対する支援

見込量設定の考え方	
①	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラム等の開催回数の見込みを設定します。
②	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、現状のピアサポートの活動の実施回数の見込みを設定します。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム開催回数（回/年）	0	0	0	0	0	1
ペアレントトレーニング開催回数（回/年）	0	0	0	0	0	1

②ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動の実施回数（回/年）	0	2	1	2	2	2

8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

見込量設定の考え方	
①	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。
②	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
③	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
④	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
⑤	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
⑥	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

見込量設定の考え方

- ⑦現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
- ⑧現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回/年）	1	1	1	1	1	1

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人/年）	30	30	30	30	30	30

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回/年）	1	1	1	1	1	1

④精神障がい者の地域移行支援利用者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援（人/年）	0	0	0	1	1	1

⑤精神障がい者の地域定着支援利用者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域定着支援（人/年）	0	0	0	1	1	1

⑥精神障がい者の共同生活援助利用者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の共同生活援助（人/年）	1	1	1	1	1	1

⑦精神障がい者の自立生活援助利用者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の自立生活援助（人/年）	0	0	0	1	1	1

⑧精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人/年） ※新規	0	0	0	1	1	1

9 相談支援体制の充実・強化のための取組

見込量設定の考え方
<p>①基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。</p> <p>②基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定します。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。</p> <p>③協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。</p>

① 基幹相談支援センターの設置の有無

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数 ※新規	無	無	無	無	有	有

② 基幹相談支援センターによる支援

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件/年）	0	0	0	0	36	36
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件/年）	0	0	0	0	36	36
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回/年）	0	0	0	0	36	36
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回/年） ※新規	0	0	0	0	36	36
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人/年） ※新規	0	0	0	0	2	2

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回/年） ※新規	12	12	12	12	12	12
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数 ※新規	3	3	3	3	3	3
協議会の専門部会の設置数（か所） ※新規	4	4	4	4	4	4

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の実施回数（回/年）※新規	12	12	12	12	16	16

10 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

見込量設定の考え方
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。
②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

①都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や町職員に対して実施する研修の参加人数（人/年）	1	1	1	1	1	1

②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	有	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数（回/年）	0	0	1	1	1	1

11 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本町が実施する地域生活支援事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 生活サポート事業
	(2) 日中一時支援事業
	(3) 訪問入浴サービス事業
	(4) (社会参加促進事業) 自動車改造・自動車運転免許取得支援事業

■必須事業■

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス内容							
障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。							
		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	—	無	無	無	有	無	無

(2) 自発的活動支援事業

サービス内容							
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図るものです。							
		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	—	無	無	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

サービス内容							
障がい者等やその保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、障がい福祉に係る関係機関が連携を図り、課題解決に向け協議を行うものです。							
		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	2	2
基幹相談支援センター設置	—	無	無	無	無	有	有

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

サービス内容	
相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るものです。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	無	無	無	無	有	有

③ 住宅入居等支援事業

サービス内容	
賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援するものです。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	—	無	無	無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス内容	
知的障がい・精神障がい者で判断能力が不十分な者について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容	
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	—	有	有	有	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

サービス内容	
聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0

(7) 日常生活用具給付事業

サービス内容	
特殊寝台や特殊マットなどの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置などの「自立生活支援用具」、電気式たん吸引器や盲人用体温計などの「在宅療養等支援用具」、点字器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具などの「排せつ管理支援用具」、小規模な住宅改修を伴う「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の日常生活支援用具を給付します。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	0	1	1	1

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	130	114	120	130	130	130
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	0	0	0	1	1	1

（８）手話奉仕員養成研修事業

サービス内容	
手話で日常会話を行うのに必要な手話及び手話表現技術を習得するために手話奉仕員養成講座を開催し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（終了見込者/登録見込件数）	人/年	0	0	2	1	1	1

（９）移動支援事業

サービス内容	
屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/年	1	0	0	1	1	1
利用時間	時間/年	4	0	0	20	20	20

(10) 地域活動支援センター事業

サービス内容	
障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、支援を行う事業です。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	99	70	70	80	80	80

■任意事業■

(1) 生活サポート事業

サービス内容	
介護給付決定者以外の方について、日常生に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域で自立した生活の推進を図ります。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

(2) 日中一時支援事業

サービス内容	
障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を行います。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	0	0	1	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	1	3	3	3

(3) 訪問入浴サービス事業

サービス内容	
身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

(4) (社会参加促進事業) 自動車改造・自動車運転免許取得支援事業

サービス内容	
身体・知的・精神がい者に対して自動車免許の取得及び、自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより障がい者の社会参加の促進を図ります。	

		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1
自動車運転免許取得者数	人/年	0	0	0	1	1	1

第4章 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

1 障がい者等に対する虐待の防止

市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、市町村障害者虐待防止センターを中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者及び障がい児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要があります。なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要です。また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 指定障害児入所支援の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障がい者に対する虐待の防止

2 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、都道府県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進します。

- 1 文化芸術活動に関する相談支援
- 2 文化芸術活動を支援する人材の育成
- 3 関係者のネットワークづくり
- 4 文化芸術活動に参加する機会の創出
- 5 障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- 6 その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

3 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、市区町村において、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要です。

- 1 障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- 2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- 3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- 4 遠隔地や緊急時等に対応するための ICT 機器等の利活用

4 障がいを理由とする差別の解消の推進

市町村は、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障がいを理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。

5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、市町村はその支援を行うことが必要です。また、日常的な地域とのつながりが発災時における障がい者等の安全確保につながるとともに、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。さらに、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われないことがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障がい者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

V 計画の推進にあたって

第1章 計画の推進体制

1 計画の周知

計画の実行に当たっては、町民の理解と協力が非常に重要であることから、障がいに関する認識を深め、障がいのある人への正しい理解につながるよう、本計画の町民への周知に努めます。

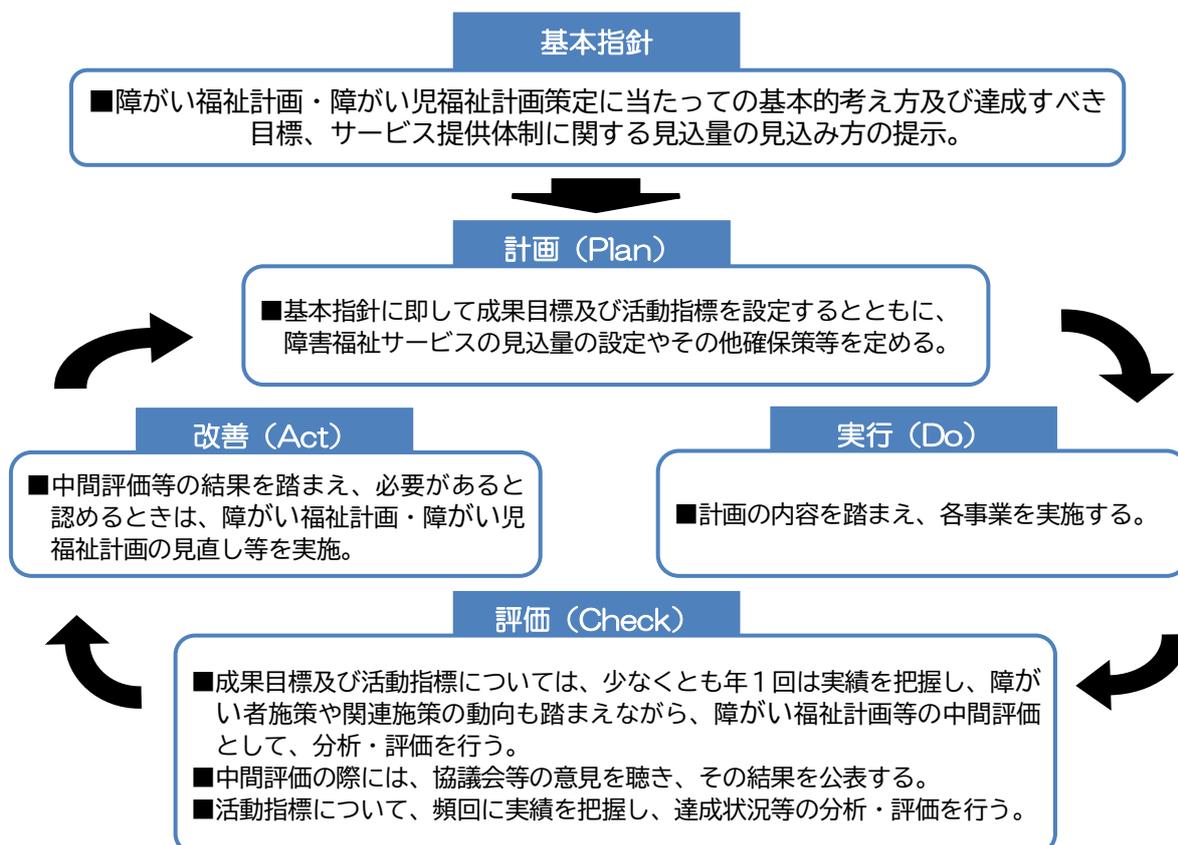
2 関係機関、国・県及び近隣自治体との連携

計画の推進に当たっては、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な関係機関の連携により推進する必要があります。本計画には、国・県及び水俣芦北圏域をはじめとした近隣自治体と連携し、広域的な対応を必要とする施策も含まれています。国や県の障がい者福祉施策の動向や近隣自治体の障害福祉サービス等の状況を踏まえ、国・県や近隣自治体と連携し、計画の推進を図ります。

第2章 計画の進行管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行う等、庁内の関係各課相互の連携を強化します。なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



VI 資料編

1 津奈木町障がい者計画等策定委員会設置条例

令和5年6月14日

条例第17号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく津奈木町障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく津奈木町障がい福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく津奈木町障がい児福祉計画(以下これらを「計画」という。)を策定するため、津奈木町障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する意見を町長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関及び団体の関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第4条に規定する期間の経過後最初の委員会の招集は、町長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員又は委員であった者は、正当な理由がなく、委員会の業務上知り得た秘密を漏らして

はならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、ほけん福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 津奈木町障がい者計画等策定委員会委員名簿

令和5年11月1日 現在

区分	役職	氏名	備考
熊本県芦北地域振興局 福祉課	福祉課長	岩橋 洋輔	
津奈木町役場 ほけん福祉課	ほけん福祉課長	葦浦 祐一	
津奈木町役場 教育委員会	教育課長	永松 伸也	
津奈木町社会福祉協議会	事務局長	芝原 浩輔	
津奈木町身体障がい者互助会	会長	濱田 孝成	
津奈木町精神障がい者家族会	会長	谷口 得也	
津奈木町民生委員児童委員協議会	会長	濱本 房子	
身体障害者相談員		北岡 正文	
知的障害者相談員		開田 いつみ	

3 用語解説

あ行

育成医療

18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障がいの改善や防止を目的とする医療の給付。

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や在宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

インクルージョン

包括・包含という意味。包括は全体をまとめること、包含は包み込む・中に包むことを指す。

か行

基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う機関。

機能訓練

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師という専門職員の行う、機能の維持・回復を目的とする訓練のこと。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

共同生活援助(グループホーム)

障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うこと。

強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

居宅介護

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助のこと。

計画相談支援

■サービス利用支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行うこと。

■継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知機能に障がいが起こること。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うこと。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うこと。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを有する状態。身体障害者福祉法では、①上肢、下肢又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

社会的障壁

障がいのある者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるもののことで、物理的、制度的、

慣行的、観念的なもの全てを含む。

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供すること。

重度訪問介護

自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うこと。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うこと。

就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行うこと。

就労継続支援（A型）

一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行うこと。（雇用契約あり）

就労継続支援（B型）

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行うこと。（雇用契約なし）

就労定着支援

一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供すること。

障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の防止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。平成24年10月施行。

障害者雇用促進法

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成25年6月制定。平成28年4月施行。令和3年5月、改正され（令和3年法律第56号）。改正法は、令和6年4月1日から施行。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

障害児相談支援

障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うもの。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うこと。

自立生活援助

定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行うこと。

身体障がい者

「身体障害者福祉法」では、①視覚の障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。各種福祉サービス等を利用する際に必要となる。

精神障がい者

統合失調症など精神（脳）の病気の結果、治療により症状は緩和されても残る「日常生活や社会生活のしづらさ・不器用さ」等の障がいのある人をいう。この障がいの原因には、①病気からくるもの、②薬の副作用からくるもの、③長期入院によるもの、④社会経験の乏しさからくるもの

のがある。

精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者に関する法律」に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援施策の推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

生活介護

主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供すること。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

相談支援事業所

ご本人・ご家族などからの相談に応じて、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言を行う事業所のこと。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

た行

短期入所（医療型）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うこと。

短期入所（福祉型）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うこと。

地域移行支援

住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行うこと。

地域定着支援

対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行うこと。

地域生活支援拠点等

障がい者及び障がい児の障がいの重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障がい者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制のこと。

地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取組。

知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人。

聴覚・平衡機能障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障がいは、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

同行援護

外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行うこと。

特定疾患

原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病として調査研究（難治性疾患克服研究事業）を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患。

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

ニーズ

一般的には、要望や需要をさす。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、ニーズをもっていると判断する。

発達障がい

平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。平成17年4月施行。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うこと。

放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進するもの。

補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。視覚障がい者安全つえ、補聴器、義肢、車椅子、歩行器など。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自らの労力等を他人や社会のために提供することという意味でとらえられるが、その内容・形態は多様であり、厳密な定義付けは困難である。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する者。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の各段階のことをいう。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障がい者施策の理念の1つ。

療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。

療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うこと。

第5期津奈木町障がい者計画・第7期津奈木町障がい福祉計画・
第3期津奈木町障がい児福祉計画

- 発行年月日 令和6年3月
 - 発行 熊本県 津奈木町
 - 編集 津奈木町 ほけん福祉課
〒869-5692
熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123 番地
TEL : 0966-78-5555
-